

「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更の認可申請の 取扱いに関する総務省の考え方」についての意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和3年11月10日(水)から同年12月9日(木)まで
- 提出意見件数 : 36件(放送事業者等:18件、個人:18件)
- 意見提出者 :
 - 放送事業者等 【18件】 (50音順)
朝日放送テレビ(株)、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会、(一社)日本民間放送連盟、札幌テレビ放送(株)、(株)CBCテレビ、JCOM(株)、(株)静岡第一テレビ、中部日本放送(株)、(株)TBSテレビ、(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)テレビ大分、(株)テレビ東京ホールディングス、(株)テレビユー山形、日本海テレビジョン放送(株)、日本テレビ放送網(株)、(株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、(株)WOWOW
 - 個人 【18件】

「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方」に対して
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

意見概要 【意見提出者名】	総務省の考え方
1) NHKプラスのサービス改善に関する意見	
① 未登録者による視聴範囲の拡大	
<p>○ 受信料の公平負担の観点から、制度棄損がないよう表示するメッセージについて、「必要かつ十分な大きさ」から「必要かつ十分な大きさおよび態様」に改められたことは適切で、表示方法について「効果や妥当性を検証すること」を求めたことも適切ですが、その表示方法が示されておらず、コメントできる材料がありません。</p> <p style="text-align: center;">【(株)CBCテレビ、中部日本放送(株)】</p>	<p>見逃し番組配信で提供する放送番組の画面上におけるメッセージの表示方法に関する御意見については、日本放送協会（以下「協会」という。）は、認可条件に従って、実施計画等において、明らかにする必要があると考えます。</p>
<p>○ 見逃し配信を視聴ができない措置を講じている状態の現状より、常時同時配信と同様の視聴できる状態にした場合、必然的に未契約の視聴者を生むこととなります。テレビを持たず受信設備の設置がなくても番組の視聴が可能なので、本人の意思に関係なく視聴者とみなされます。現在の受信料制度に当てはめると、テレビをスマートフォンかパソコンに置き換えるだけで、テレビ放送と同じ番組の視聴をする（させる）ことが容易になります。衛星放送でNHK放送番組を視聴したときに、契約を促すメッセージの有無に関係なく受信契約が義務になることと同様の状態が想定されます。既存の受信契約者のみを対象とするサービスとは思われず、加えて「受信料を払わず同等のサービスを視聴できてしまう・・・」「公平負担の確保が困難となる」事態を回避するためと説明、自ら視聴できない措置を解除した意図は不明で不適切といえます。従って、見逃し配信は現状のまま当初画面を視聴できない措置を維持するのが適当だと思います。メッセージ入り放送番組はテレビを</p>	<p>「日本放送協会の放送法第20条第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可申請の取扱いに関する考え方」（総務省令和3年11月9日公表。以下「総務省の考え方」という。）Ⅲ（2）3. で示したとおり、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準に関するガイドライン」（総務省平成26年11月策定、令和元年9月6日最終改定。以下「ガイドライン」という。）において、2号受信料財源業務については、受信契約を締結している者（以下「受信契約者」という。）にとって不公平にならないための具体的な提供条件に関する事項が、適正かつ明確に定められていることが必要であるとしていることを踏まえれば、未登録における見逃し番組配信の措置を規定する変更（以下「未登録に関する変更」という。）については、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとははいえないと考えます。</p> <p>ただし、協会が当該変更に係る措置を講ずるに当たっては、認可条件に従って、受信料の公平負担を確保する観点から、提供時間を限った上で、当該放送</p>

<p>持たない受信契約無用の者への思惑及び受信料制度の趣旨に照らしても、非常に不適切です。貴課におかれましては再考・再検討をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p> <p>○ 現行では、「地上テレビ常時同時配信を行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、地上テレビ常時同時配信で提供している放送番組」と地上テレビ常時同時配信に限定されていました。しかし、変更案では地上テレビ見逃し番組配信も含まれ対象が拡大しています。</p> <p>これは将来的には、テレビ受信機を持たないネット利用者からの受信料徴収の容認に繋がりがねず、さらなる受信料収入の増加、ひいては協会の肥大化を招くおそれがあります。あくまでもNHKプラスは放送の補完という位置づけを崩さないよう総務省としてNHKへの指導と監視を強く求めます。NHKの肥大化による民間放送事業者の影響を最大限考慮し、民放とNHKの二元体制の維持を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ大分】</p>	<p>番組の画面に十分な大きさをメッセージを表示し、その具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その効果及び妥当性を検証する必要があると考えます。</p>
--	---

② 「仮登録」の新設

a) 仮登録の効果及び妥当性を検討することを認可条件としていることは妥当

<p>○ 仮登録の仕組みが受信料制度を棄損することがないように、仮登録期間中に適切なメッセージを表示し、速やかな本登録を促す必要があると考えます。本案が「仮登録をした者に対するメッセージの表示方法については、その具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その効果及び妥当性を検証すること」を認可条件としていることは妥当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟、札幌テレビ放送(株)、 日本海テレビジョン放送(株)、日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>「総務省の考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p>
---	------------------------------------

b) NHKプラスのID登録案内ページの改善を優先すべきであり、フリーライドを許容する実施基準の変更は本末転倒

<p>○ NHKプラスは受信料を負担している受信契約者向けのサービスであり、その提供には十分な本人確認を行うことが前提となる。このため当委員会は、「仮登録」制度は未契約者に、正式登録した契約者と同様のサービスを提</p>	<p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)3.で示したとおり、ガイドラインにおいて、2号受信料財源業務については、受信契約者にとって不公平にならないための具体的な提供条件に関する事項が、適正かつ明確に定められることが必要であ</p>
--	---

供することになり、不公平感を増幅することにつながると指摘したが、NHKは素案から変更なく認可を申請した。

これに対し総務省は、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとは言いえないとしたものの、「措置を講じた効果および妥当性を検証することが求められている」と指摘している。NHKは、ID登録案内ページ訪問者のおよそ7割が登録する前に手続きをやめてしまう実態があると説明しているが、仮に契約する意思のない訪問者が多数だとすれば、仮登録に必要なシステム改修費用がかさむ上、未契約のまま視聴する「フリーライド」は増えるのに契約は増えない、という懸念もぬぐえない。

NHKプラスのID登録案内ページの改善を優先すべきであり、フリーライドを許容する実施基準の変更は本末転倒だと考える。総務省が申請を認可するのであれば事後の効果検証に加えて、事前に費用・効果の試算を示すことも求めるべきである。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会】

- 見逃し配信及びテレビサービス、仮登録による利用喚起はテレビを持たない若しくはテレビを見ない人々へ対する新規需要、新規開拓が主要目的ではないと思われます。一方で「はじめての方に使ってもらいたいサービス」と曖昧な表現を使用し既存契約者なのかテレビ無しの者が対象とも聞こえるため、利用者の利益とは誰の利益か定かではない。しかも別のねらいが営業努力による契約増を阻んで、このサービスで新規契約の見込みは薄い。現利用者に利益（負担金）とはならず、不当ではないが害を及ぼす可能性は否定できません。

【個人】

るとしていることを踏まえれば、未登録に関する変更並びに仮登録における地上テレビ常時同時配信及び見逃し番組配信の措置を規定する変更（以下「仮登録に関する変更」という。）は、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとは言いえないと考えます。

ただし、仮登録に関する変更は、あくまでも2号受信料財源業務に係るサービスの利用申込みを促す暫定的な措置であることから、当該措置に係る効果及び妥当性の検証とともに、利用申込みにあたって必要となる手続きについて見直しを検討することを認可条件案としたものですが、御意見の趣旨も踏まえ、認可条件案を「その際、利用申込みに係る協会のウェブサイトを訪れた者が利用申込みに至らない実態に関する要因等も併せて再検証し、これら検証結果を踏まえた上で、利用申込みにあたって必要となる手続きについて、利用申込みをする者の負担を考慮し、見直しを検討すること」に変更いたします。

また、未登録及び仮登録に関する変更は、現行のインターネット活用業務の実施基準（以下「実施基準」という。）第17条第2項に規定する費用の上限年額200億円を超えない範囲において実施されるものであることから、実施計画等において、その効果及び妥当性を検証することを認可条件案としたものです。

c) 「テレビサービス」の見逃し番組配信の仮登録においても、メッセージを表示すべき

- 仮登録は、テレビ受信機での見逃し配信サービスにおいても適用されるのかどうか、明確にすべきであると考えます。仮登録をテレビ受信機での見逃し

実施基準第14条第5項前段において、「放送番組等の提供は、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うこ

<p>配信サービスにも適用するのであれば、何らかの方法でメッセージを表示すべきであり、総務省からも「考え方」として示していただきたいと考えます。</p> <p>【(株)TBSテレビ】</p>	<p>とを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める」とされています。新たな端末機器としてテレビ受信機による、いわゆる「テレビサービス」は引き続き第2号受信料財源業務として実施されるものであり、仮登録に関する変更には当然「テレビサービス」も対象となるものとして、「総務省の考え方」を示しています。</p>
<p>d) 仮登録の期間について、適切な期間を明示すべき</p>	
<p>○ 仮登録の期間について、NHKは「仮登録の期間は検討中ですが、おおむね3週間から1か月を想定。引き続き検討したうえで、NHKインターネットサービス利用規約で定める予定」としていますが、「受信料制度との整合性に懸念が生じる」ことのないよう、適切な期間を明示すべきであると考えます。</p> <p>【(株)TBSテレビ】</p>	<p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)3.で示したとおり、仮登録に関する変更は、あくまでも2号受信料財源業務に係るサービスの利用申込みを促す暫定的な措置であることから、協会が当該変更に係る措置を講ずるに当たっては、認可条件に従って、仮登録に係る提供期間についても実施計画等において明らかにし、その措置を講じた効果及び妥当性の検証を行うことが必要と考えます。</p>
<p>e) その他（インターネットを活用した同時放送は厳格な本人管理のもとに行われる個別有料事業と位置づけるべき）</p>	
<p>○ インターネットを活用した同時放送に関しては、個別に契約者を特定し、視聴状況の確認を行うことが制約が可能なことから、NHKとの契約を有するものを特定し、これに対しIDパスワード方式等を利用した、厳密な本人確認のもとに行われる個別有料放送事業と位置付けるべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>放送法第20条第2項第2号及び第9項の規定に基づき、協会は実施基準を定め総務大臣の認可を受け、2号受信料財源業務として地上テレビ同時配信が実施されているものであり、御意見のような位置づけと考えていません。</p>
<p>③ テレビ向け「見逃し番組配信」サービスの開始</p>	
<p>a) 動作検証で得られた技術・知見の共有に賛同</p>	
<p>○ 「動作検証のために行う試験的なサービスで得られた技術及び知見について、適切に公表するとともに、民間放送事業者等と共有を図ることが求められる」とする考え方に賛同します。</p> <p>【(株)テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>「総務省の考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>b) 速やかな本登録への移行を促すべき</p>	
<p>○ 特にテレビデバイスで見逃し配信が視聴できるようになることにより、PCやスマホ以上に、他の放送や配信の視聴に影響が大きいいため、仮登録後、速やかな本登録への移行を促すべきと考えます。</p>	<p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)3.で示したとおり、仮登録に関する変更は、あくまでも2号受信料財源業務に係るサービスの利用申込みを促すための暫定的な措置であることから、協会が当該措置を講ずるに当たっては、認可条件</p>

<p>【(株)CBCテレビ、中部日本放送(株)】</p>	<p>に従って、その具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その措置を講じた効果及び妥当性を検証する必要があると考えます。また、その措置を講ずる際、利用申込みをする者の負担に考慮し、見直しを検討することが必要と考えており、御意見のように協会においては仮登録から本登録への迅速な移行を促す工夫に努めることが望ましいと考えます。</p>
<p>c)「テレビサービス」が市場競争に与える影響等を検証すべき</p>	
<p>○ テレビ受信機での見逃し配信サービスの提供について、本案では、NHKが自ら設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」に見解を求めることなどを理由として「市場の競争を阻害するおそれは低い」と結論付けていますが、NHK任せにするのではなく、総務省が主体的に市場に与える影響を実質的に精査する必要があると考えます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟、札幌テレビ放送(株)、(株)静岡第一テレビ、(株)TBSテレビ、日本海テレビジョン放送(株)、日本テレビ放送網(株)】</p> <p>○ 国民・視聴者の動画コンテンツ視聴に費やす時間は有限であり、テレビデバイスでの見逃し配信等、配信サービスが拡大される際には、配信市場に影響を及ぼす可能性について認識することが適切と考えます。総務省において市場競争への影響を判断する際に、今後のユーザー動向の変化を検証することを要望します。</p> <p>【(株)テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ NHKがテレビ受信機での展開を実施することについて、当社は先のNHKの意見募集において慎重な検討を求めました。</p> <p>総務省は本業務について「市場の競争を阻害する恐れは低い」としていません。しかし広告収入は視聴数と大きな相関があり、とりわけ変更案附則第4条は民放事業者の主戦場であるテレビ受信機向けのサービスが想定されており、総務省のこちらの考え方には疑義の念を感じざるを得ません。</p>	<p>実施基準第14条第5項前段において、「放送番組等の提供は、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める」とされています。新たな端末機器としてテレビ受信機による、いわゆる「テレビサービス」は、引き続き第2号受信料財源業務として実施されるものです。総務省では、今般の変更についてガイドラインに従って、本インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことについて審査を行っており、引き続き本インターネット活用業務が市場の競争を阻害するおそれは低いと考えます。</p>

<p>総務省はNHKに対し、本業務により得られた技術及び知見について「適切に公表するとともに民間放送事業者等と共有を図ること」としていますが、とりわけテレビ受像機向けのサービスが市場に与える影響の検証については関連する事業者等の意見もくみ上げつつ、主体的に精査されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)毎日放送】</p>	
<p>d) その他</p> <p>・ テレビサービスは「補完業務」の範囲内であるべき</p>	
<p>○ 3号業務である「NHKオンデマンド」では、外部の事業者を通じてテレビ受信機で課金による見逃し配信サービスを既に実施しており、NHKプラスによる新たなテレビ受信機での見逃し配信サービスとの関係について明確に整理すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBSテレビ】</p> <p>○ 新設される附則第4条も含め適切との考え方を示しているが、新設附則4条によって、見逃し配信をテレビでも視聴可能となる。この点については、「放送の補完」である「NHKのインターネット活用業務」が視聴できる受信機について、テレビ受信機での視聴が「放送の補完」の範囲内であるかどうか更なる検討を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビユー山形】</p>	<p>実施基準第14条第5項前段において、「放送番組等の提供は、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める」とされています。新たな端末機器としてテレビ受信機による、いわゆる「テレビサービス」は、第2号受信料財源業務として、見逃し番組配信が実施されるものです。ただし、この「テレビサービス」は、当然に未登録及び仮登録に関する変更の規定が適用されることから、協会が当該変更に係る措置を講ずるに当たっては、認可条件に従って、受信料の公平負担を確保する観点から、提供時間を限った上で、当該放送番組の画面に十分な大きさとメッセージを表示し、その具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その効果及び妥当性を検証する必要があると考えます。</p> <p>なお、第2号有料業務として実施されているNHKオンデマンドについては、令和2年1月14日に公表した「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の認可申請に対する総務省の考え方」Ⅲ(ii)1.で示したとおり、受信料で制作した協会の豊富な映像資源を視聴者の求めに応じて提供するものであり、公共放送として協会が行うものとして適切なものと認められるものと考えます。</p>
<p>・ ケーブルテレビ事業者経由の視聴者にも配慮すべき</p>	
<p>○ 放送事業者の番組視聴については、ケーブルテレビ事業者経由での視聴も過半数の世帯となっており、当社においてもこれまでのNHKの見逃し配信等へは大きな視聴者ニーズを感じています。今回のNHKプラスの配信においても、ケーブルテレビ事業者経由の視聴も念頭に置いていただく</p>	<p>「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更」に係る認可(令和2年1月14日総情放第3号)で付した条件(以下「令和2年総情放第3号の認可条件」という。)において、インターネット活用業務の実施に当たっては、国民・視聴者が放送番組を視聴する上で有効なものとなるように取り組むこと、及び他の放送事業者との連携・協調については、他の</p>

<p>よう要望致します。</p> <p style="text-align: center;">【JCOM(株)】</p>	<p>放送事業者の要望に応じて、必要な協議の場を設けること、等を条件としています。</p> <p>当該条件に従って、協会においては、適切に対応することが求められると考えます。</p>
---	---

2) ネット配信社会実証

a) 社会実証の認可条件案は妥当

<p>○ 本案が「社会実証により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう、適切に公表する」「民間放送事業者等と共有を図ること」としているのは、適切です。「テレビ受信機を持たない人」に対しても放送番組に関心をもってもらうことは、民放事業者にとっても重要な課題です。実証の結果だけではなく、実証のプロセス・対象となった視聴者に対する質問等の調査方法についても、詳細に明らかにしていただくよう期待します。</p> <p style="text-align: center;">【(株)TBSテレビ】</p> <p>○ 「社会実証の結果は適切に公表し、民間放送事業者等に共有を行うことが必要」とする考え方に賛同します。実証結果をふまえて、ニーズに即したNHKの改革が進むことを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【(株)テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ 総務省が「社会実証により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう、適切に公表するとともに、民送事業者等と共有を図ること」を認可条件としたことは重要です。テレビ放送を視聴しない人に番組へ関心を持ってもらうことは、民放事業者にとって大きな課題です。当社はNHKに対して、社会実証で得られた配信サービスの視聴データや知見等については、民放事業者にも広く開示し情報共有していただくようお願いしており、総務省が今回、認可条件とすることについて評価します。</p> <p style="text-align: center;">【(株)テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ 今回の認可申請において、「2号受信料財源業務」に関しても、「社会実証」</p>	<p>「総務省の考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p>
---	------------------------------------

に関しても複数の事項が適切に履行されることを条件として認可することが適当との結論は妥当である。ただし、総務省が示した複数の事項が履行されているかどうかについては、関係者への意見聴取を行うなど、確認が行われる必要があり、履行が不十分である場合には、認可を取り消し、「実施基準」の改定を求めていくべきである。

【(株)テレビユー山形】

- 「社会実証の実施財源が受信料であることを踏まえ、社会実証の目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと。また、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施すること」とした点は妥当です。

【(株)フジテレビジョン】

- 「社会実証により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう、適切に公表するとともに、民間放送事業者等と共有を図ること」としたことは適切です。実証で得られた知見やデータは国民・視聴者、関係者に判断材料を提供する観点からも、広く共有され客観的に検証されることが重要であり、全面的に開示するよう求めます。

【(株)フジテレビジョン】

- NHKがインターネットを活用した放送や社会実証を行うことや規定の変更内容にも賛成です。

【個人】

b) 社会実証に関する情報開示が不十分

- NHKは素案の段階では社会実証の方法や対象、期間など実施内容の詳細を示さず、当該年度のインターネット実施計画で明らかにするとしていた。今回、NHKが変更案の中で、その方法や対象、期間などを定めたものの、依然として不明確な点は多く、NHKのなし崩し的な業務拡大への懸念は大きい。

今回の申請案は、提供期間について1週間から最大3か月程度、対象者を最大3000人程度と規定したが、総務省がこれらを「限定的なものにとどまる」

変更後の実施基準別紙に記載されているとおり、社会実証の期間等の概要については、協会が当該事業年度の開始前に公表する実施計画において明らかにするものと認識しています。

総務省としては、社会実証の内容、期間等について事前に明らかにすることが必要であると考え、「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知する」ことを認可条件とする案としていたところですが、御意見の趣旨を踏まえて、認可条件を「社会実証の実施に際しては、事前にその

と評価した合理的な根拠は示されていない。期間・対象に関する規定の「1回の提供にあたり」は、「1回」が何を指すのかも不明であり、解釈によっては際限なく実証ができてしまうことにもなる。

対象者について「検証内容に適した属性の者を選定する」とした点も不明瞭だ。恣意的に対象が選ばれれば、社会実証の意義も成り立たない。さらに社会実証をいつまで実施しようとしているかも分からず、総じて、際限のない業務拡大につながる恐れがあるとの懸念は払拭されていない。総務省はこれらについて、NHKに早急かつ詳細に考えを示すよう求めるべきである。

加えて、実証の目的も「インターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため」と、あいまいなままとなっている。「社会的役割」を拡大解釈し、社会実証に名を借りてインターネット活用業務が際限なく可能になってしまうことを危惧する。公正競争確保の観点を踏まえ、その目的はより限定的に規定すべきである。当委員会は、これらの点が明確化されないまま認可を行うことは妥当ではないと考える。

総務省は放送番組の内容や量によっては受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性があるとし、現行の受信料制度を踏まえて行うことが必要だとした。テレビを持たない人を対象にした社会実証は受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性があり、この指摘は当然である。この点は素案に対する意見募集でも指摘されたにもかかわらず、NHKは具体的な考えを示さなかった。総務省は、上記に関する考えをNHKが示すことを認可の前提とすべきである。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会】

- 社会実証については、詳細な内容が示されておらず、人数や期間等が示されただけでは、市場競争への影響や、実証の意義や価値などについて、コメントをするだけの十分な材料がありません。具体的な内容を示した上で、改めて、認可が妥当かどうかを判断すべきと考えます。

【(株)CBCテレビ、中部日本放送(株)】

- 社会実証の詳細な内容と方法が明確になっておらず、実証の必要性が評価できません。実施にあたっては、地上テレビ事業者のみならず、インターネ

内容、対象者の選定方法、期間等について、その考え方も含めて明らかにし、適切に周知する」に変更いたします。

ットを使用する多くの事業者へも十分な説明をして実行することを要望します。

【(株)テレビ大分】

- 「社会実証」に関しても、「公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取り組み」として、「適切な内容であると認める」と判断しているが、現時点のNHKの公表内容では、具体性が十分ではないと考える。

【(株)テレビユー山形】

- 「社会実証」については、「市場の競争を阻害するおそれは低い」と判断するには、現時点でのNHKの公表内容では不十分であるとする。

【(株)テレビユー山形】

- 「社会実証」についても「法に規定されている範囲に収まっている」と判断するには、現時点でのNHKの公表内容では不十分であるとする。

【(株)テレビユー山形】

- NHK設置の目的からすると、インターネットでの、「主としてテレビを日常的に利用していない者（テレビ受信機を設置していない者を含む）、利用が少ない者に対してインターネットを通じて放送番組等を提供し、協会のインターネット活用業務によるサービスがどのように受容され、またその提供主体である協会の目的・意義がどのように評価されるかを多面的・多角的に検証する。」ことは、ずれている。

NHKがインターネットでTVを利用していないものに対して、番組提供することは、NHKの役割になりえず、よって、このような社会実証はすべきでないし、する必要もない。ネットでの番組提供をしなければ、NHKが生き残れないのであれば、NHKの役割は終了したことになるだけの話。このような検証を強行するとすれば、NHKを存続させることが目的であると捉えられる。

【個人】

○ 武田前大臣が要請の社会実証（以下、武田案）の目的はネット配信の意義やニーズを検証することで、その上で「議論をすることが重要」と明確に議論のために検証が必要だと会見で繰り返し答えていました。この武田案は民放だけでなく視聴者・国民の意を受けての要請と理解します。しかし、社会的役割を検証するためとされるNHKの変更案とは目的が全く異なり、要請を受けるなら目的を変更すべきではなく、また、社会的役割は検証後に議論する事項であると思います。ネット配信のニーズは、以前より知見共有を要望する民放各局がいることからみて、法15条の目的達成には武田案が大きく資するものであり、これを変更できるのは現大臣のみと考えます。貴課の適切な内容とする考え方につきましては、再考・再検討をお願いします。

【個人】

○ 先のNHK意見募集において社会実証の業務内容等を明示にせず募集を実施したのは、ガイドラインに反する可能性あり不適切だと思います。しかし要請から数日余りで示すことができないのは明らかで、来年度に実施の業務を民放各局（26中20局）が急ぎ・急がせるのはなぜでしょう。募集開始日程を遅らせて、変更案別紙を作成・公表したうえ募集実施すべきでした。

【個人】

c) 社会実証の検討段階において、民放事業者を含め幅広く関係者の意見を聴取し、丁寧に検討を進めることが必要

○ 本案は、「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善など見直しを行い、段階的・効率的に実施すること」を認可条件としていますが、実施の検討段階においても、民放事業者を含めて幅広く関係者の意見を聴取し、丁寧に検討を進めることが必要であると考えます。

【(一社)日本民間放送連盟、日本テレビ放送網(株)、
(株)テレビ朝日ホールディングス、朝日放送テレビ(株)、
(株)TBSテレビ、(株)毎日放送、(株)静岡第一テレビ、
日本海テレビジョン放送(株)】

放送法第20条第14項及び実施基準第10条において、協会は他の放送事業者と協力するよう努めることとされており、また、令和2年総情放第3号の認可条件において、「実施基準第10条に定める他の放送事業者との連携・協調については、他の放送事業者の要望に応じて、必要な協議の場を設けること。」を求めていることから、社会実証の実施に際しても、他の放送事業者との連携・協調を深めていくことが望ましいと考えます。

協会においては、こうした他の放送事業者との協力の努力義務に関する事項について、実施計画において明らかにすることが必要と考えます。

○ 総務省の考え方では、「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知する」ことを認可条件としています。NHKは変更案において、提供の期間は1回の提供にあたり1週間から最大3か月程度、提供の対象者は1回の提供にあたり最大3000人程度と明らかにしましたが、実施費用等の概要は当該年度の実施計画に記載し、提供日時や対象者の選定方法・人数等は提供の都度に公表するとし、詳細は先送りになっています。

しかし、社会実証をより効果的に実施するためには、提供直前に内容等を周知すればいいというものではありません。国民・視聴者、民放事業者等に丁寧に説明し、十分意見を汲み上げた上で実施することが肝要と考えます。

【(株)テレビ東京ホールディングス】

○ 「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善など見直しを行い、段階的・効率的に実施すること」とありますが、NHKは具体的な実証内容については実施計画において明らかにするとしており、過年度においては実施計画公表後に意見募集が行われていません。関係者の意見を十分に聴取するとともに、その是非や妥当性を評価することができるよう、総務省においても、NHKに計画案の速やかな開示を促すよう求めます。

【(株)フジテレビジョン】

d) 社会実証の対象者の選定方法やスケジュールを公表すべき

○ 社会実証を行うことについて、対象者の選定方法を公表してほしい。「検証内容に適した属性」とは具体的にどういった属性を想定しているのか。スケジュールの記載がないが、いつ社会実証を行い、結果をいつ公表するのかを広報してほしい。

【個人】

○ まず、インターネット活用業務について実証試験だろうが実務だろうがインターネット網の構築を主体としてやったわけではない(という認識)ので無線放送のように差別扱いをすべきでは無いと考える。あくまでインターネットを利用して業務を行う一事業者としてほかの業者と平等に扱うべき。ゆ

変更後の実施基準別紙に記載されているとおり、対象者については「主としてテレビを日常的に利用していない者(テレビ受信機を設置していない者を含む)、利用が少ない者」であり、社会実証の対象者の具体的な選定方法や期間等の概要については、協会が当該事業年度の開始前に公表される実施計画において明らかにするものと認識しています。

なお、総務省としても、社会実証の実施に際しては、事前にその内容、対象者の選定方法、期間等について、その考え方も含めて明らかにし、適切に周知すること、社会実証により得られた知見等の成果については、適切に公表すること等を認可条件案としています。

<p>えに契約が必要な業務についても利用者の自由意思に基づく自由契約としなければならない。</p> <p>昨今増えたらしい、TVを持たない・持つ気がない者はTV放送そのものが不要かNHKの放送を受信できる受信設備の存在が迷惑と思っているらしきことも聞くので、それが事実か確認するためにも今回申請されている社会実証についてもあらかじめ選定した対象者ではなく、参加するかどうかも含めて自由意思に任せてはどうだろうか。認可申請書にあるように実証実験を何度か行うなら、そのうち数回は自由意志による参加の実験もすべきではなかろうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
e) 社会実証で得られた知見・技術を広く共有すべき	
<p>○ 実証実験によって得た知見や技術は、民間事業者にも広く共有することを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ大分】</p> <p>○ テレビ受信機を設置していない者を対象とすることは、テレビ視聴体験が少ないあるいは習慣がない人々に対し、放送番組を提供する貴重な実証の場となります。実証前の提供内容の周知及び実証後の結果の民間放送事業者等との共有においては、視聴行動をより詳細に把握するため、対象や視聴した人々の属性などをはじめ、ローデータを含む、細やかなデータの提供を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)CBCテレビ、中部日本放送(株)】</p>	<p>社会実証により得られた知見等の成果については、放送サービス向上の観点から、広く社会全体に裨益するよう、適切に公表するとともに、民間放送事業者等と共有を図ること等を認可条件とすることとしており、協会において適切に対応されるものと考えます。</p>
f) 社会実証と受信料制度との整合性を図るべき	
<p>○ 当社はこれまで、NHKインターネット活用業務の在り方は、NHKの業務・受信料・経営の在り方の、いわゆる「三位一体改革」の中で整理、検討され、判断されるべきと繰り返し主張してきました。</p> <p>今回の社会実証は、当時の武田総務大臣がNHKに対し、「公共放送におけるネット配信の意義やニーズを検証し、公共放送が果たすべき役割について議論したい」ということから、「テレビを保有していない人を対象にした放送番組のインターネット配信を実施するよう」要請したものです。</p>	<p>社会実証については、その目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うとともに、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施することを認可条件とすることとしています。</p> <p>総務省としては、社会実証による、公共放送におけるインターネット配信の意義等の検証を踏まえ、公共放送の果たすべき役割や使命について議論していきたいと考えております。</p>

しかし、現行のNHKプラスは、放送の補完として放送法が定める任意業務として実施されており、テレビを持たない層にまで配信を広げることは受信料制度の在り方にも直結する課題です。これを機にNHKインターネット活用業務がなし崩し的に必須業務化されることがないように、総務省においても、国民的な議論を踏まえた上で適切に監督することが必要だと考えます。

【札幌テレビ放送(株)、日本海テレビジョン放送(株)、日本テレビ放送網(株)】

- テレビを保有していない人を対象にした放送番組のインターネット配信と、そして受信料制度との整合性といった課題の処理が「三位一体改革」の中でどのように位置づけられるべきものなのか、総務省としても社会実証の結果を受けた総括をし、今後の考え方を示すよう要望します。

【札幌テレビ放送(株)、日本海テレビジョン放送(株)、日本テレビ放送網(株)】

- 今回の社会実証においては、テレビ受信機を所有していない人も対象としており、受信料制度との整合性を十分に検証し、これを契機としてインターネット活用業務がなし崩し的に拡大していくことがないように、総務省においても適切に監督していただくよう要望します。

【(株)静岡第一テレビ】

- 当社がかねて、NHKのインターネット活用業務の在り方については、業務・受信料・経営の三位一体改革の中で検討されることが不可欠との考えを表明してきました。今回のNHKの実施基準の変更案は、テレビ受信機での見逃し番組配信サービスの開始、テレビ受信機を持たない方向けの社会実証等を目的としており、NHKの当該業務が今後「放送の補完」の範囲を逸脱して、なし崩し的に拡大することも懸念されます。

【(株)テレビ東京ホールディングス】

- 今般の実証実験が将来の「ネット受信料」導入を視野に入れた施策との指摘も一部から出ておりますが、広く国民の理解を得るプロセスを経ることなく、今後なし崩し的にそうした議論に発展せぬよう総務省におかれてもご留意いただきたい。

【(株)毎日放送】

g) 社会実証が市場競争に与える影響を検証すべき

○ 本案では、「社会実証」について、「市場の競争を阻害するおそれは低い」としています。しかしながら、NHKは受信料を財源とする特殊法人であり、インターネット活用業務全般の実施にあたってはもちろんのこと、「社会実証」を実施する際にも、スポーツの生中継など民間事業者がすでに手がけているインターネット配信については、民業圧迫とならないよう十分に配慮すべきです。市場競争に与える影響については、NHKが自ら検証することが重要ですが、総務省においても、民間事業者の意見を十分にくみ取り、検証いただくことを要望します。

【朝日放送テレビ(株)】

インターネット活用業務の市場競争への影響については、実施基準第9条の規定に基づき、審査・評価委員会に業務の適切性を確保する観点からの見解を求めることとされており、社会実証の実施においても、当該規定に基づき、協会において適切に対応されるものと考えます。

総務省としても、社会実証を含めインターネット活用業務が実施基準に従って行われるよう、適切に対応してまいります。

h) 地方向けの社会実証が行われるかどうかを明らかにすべき

○ 地方向けの社会実証が行われるのかどうかを明らかにすべきと考えます。どのような地方の情報が、どのような視聴方法で必要とされるのかを把握する貴重な機会です。実施にあたっては、地方を対象としない当該業務同様、適切に行われるものとなるよう求めます。

【(株)CBCテレビ、中部日本放送(株)】

放送法第20条第14項及び実施基準第10条において、2号受信料財源業務および2号有料業務の実施にあたっては、地方向けの放送番組を提供するよう努めることとされており、社会実証の実施においても、当該規定に基づき、協会において適切に対応されるものと考えます。

i) 伝送帯域の有効活用を検討すべき

○ インターネットを利用した映像配信は、配信元の事業者などがそれぞれの映像圧縮技術を活用して実施されています。今回の社会実証などを通じて、画質などに関しての知見が共有されることにより、今後のインターネットを介した放送コンテンツなどの配信の参考になると考えます。

他方、放送とインターネットによる番組配信が同一のテレビ画面に異なる画質で提供されることとなりますが、ケーブルテレビ事業者などが実施しているIP再放送においても、伝送帯域の有効活用の観点から要件を緩和する政策検討を進めていただく事を要望致します。

【JCOM(株)】

今後の放送行政に対する御意見として承ります。

j) その他（実証の具体的な目的について、その都度あるいは目的が変わる毎に公表し、可能な限り透明化を図るべき）

○ 社会実証が、1回の提供あたり1週間から3か月、3000人に限定することが明らかにされ、「市場の競争を阻害するおそれは低い」とされましたが、民放事業者への影響は、慎重に見極める必要があると考えます。また、実証の

変更後の実施基準別紙において、社会実証の具体的な内容については、提供の都度、事前に公表する旨記載されており、協会において適切に対応されるものと考えます。

<p>具体的内容が示される前における市場競争への影響評価は時期尚早と考えます。</p> <p>また、「社会実証の提供は複数回にわたって実施することがある」旨が書かれており、視聴が限定されていても、複数回行うことで、実証自体が社会的な関心を集め、本サービス開始時において、NHKの配信に対する需要を喚起する「事実上の告知行為」となることも予想されます。</p> <p>そのため、複数回行う場合は、実証の具体的な目的について、その都度あるいは目的が変わる毎に公表し、可能な限り透明化を図るべきと考えます。</p> <p>【(株)CBCテレビ、中部日本放送(株)】</p>	<p>また、総務省としても、社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について明らかにし、適切に周知すること、実施・提供の都度、提供内容等の改善など見直しを行い、段階的・効率的に実施すること等を認可条件としています。</p>
---	---

3) NHKプラスのサービス改善及びネット配信社会実証の双方に関する意見及び実施基準の変更に関する意見

① 技術・知見の共有

<p>○ 当連盟はNHKに対し、インターネット活用業務に関するデータや知見等の開示と民放事業者への共有を求めてきました。本案が、新たな端末機器やソフトウェアの動作検証で得られた技術や知見および「社会実証」で得られた知見等に関して、「民間放送事業者等と共有を図ること」を認可条件としていることは適切です。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送(株)、(株)札幌テレビ、(株)テレビユー山形、日本海テレビ(株)、日本テレビ放送網(株)、(株)毎日放送】</p>	<p>「総務省の考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p>
---	------------------------------------

② インターネット活用業務の適正な運用を検討する体制の整備

<p>○ 当委員会は素案に対して、意見募集は形式的なものであってはならず、意見に真摯に対応する必要があると指摘した。NHKは一定の説明と素案の一部修正を行ったが、当委員会や多くの民間事業者が指摘した三位一体改革の推進やネット業務の抑制的な運用に対する考えは、従来の説明にとどまった。受信料制度との関係についても十分な説明を行っているとは言えない。</p> <p>総務省は、NHKが会長の諮問機関「インターネット活用業務審査・評価委員会」に見解を求めることを一つの根拠に、市場の競争を阻害する恐れは低いとしている。しかし、当委員会が2020年、審査・評価委員会に「理解増進情報」の再定義を求めた際、真摯に検討した様子がうかがえなかったことなど、実効性や中立性には疑念を抱かざるを得ない。今回の社会実証の内容には、その「理解増進情報」も依然含まれている。</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>放送法第20条第17項及び実施基準第8条において、協会はインターネット活用業務の実施状況について評価を行い、改善を図るための措置を講ずることとされています。</p> <p>総務省としては、当該規定に基づき、協会において適切な対応がなされるよう注視するとともに、引き続き、協会に対し「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進めることを求めてまいります。</p>
---	---

<p>当委員会は、総務省に対し、第三者性を高めた組織による事後検証フローの構築など、NHKが意見を真摯に受け止め、それをもとに適正な運用を検討する体制の整備を促すことを強く求める。</p> <p>【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	
<p>③ 事前の情報共有</p>	
<p>○ NHKは、公共放送として先導的な役割が期待され、当該業務は果たしうる社会的役割を検証することを目的とし、社会実証等については、結果の公表、民間放送事業者などとの共有が求められています。</p> <p>しかし、すでに実行段階にある「NHKプラス」については、国民の放送と通信に関する利用意向や需要を明らかにする同時配信、見逃し配信などの利用人数、分数、時間帯などの詳細なデータが十分に公表されたり、民間放送事業者と共有されたりしていません。社会実証を行う前に、まずは、現在における「NHKプラス」の詳細な利用状況を開示し、動作検証や社会実証で分析すべき項目も事前に共有すべきと考えます。</p> <p>【(株)CBCテレビ、中部日本放送(株)】</p>	<p>協会においては、令和3年1月12日に公表した「NHK経営計画(2021-2023年度)」において、「民間放送との二元体制を堅持し、培ってきた放送文化の発展のため、NHKが開発してきた技術や知見の共有など、放送・メディア業界の未来を支える取り組みを進める」こととしています。</p> <p>総務省としては、協会の業務に要する費用は国民・視聴者が負担する受信料により賄われていることや、協会には放送サービス向上のために先導的な役割が求められていることから、インターネット活用業務の実施により得られた知見等が広く社会全体に裨益するよう、民間放送事業者に対して、知見等の共有を行うことが望ましいと考えます。</p>
<p>④ 実施費用の抑制</p>	
<p>○ 年額200億円というNHKのインターネット活用業務の費用の上限については、受信料財源であることから、受信料の体系・水準について国民・視聴者から理解されているかを以て、適切性を判断することが望ましいと考えます。現行からの変更の有無ではなく、「直近の国民・視聴者のニーズ、負担に真に見合っているかどうか」という観点で、総務省において審査されることで、より良いサービスへの発展が期待できると考えます。</p> <p>【(株)テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ NHKのインターネット活用業務の費用について、総務省の考え方では「現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる」との認識を示しました。</p> <p>当該業務の費用は、現行の実施基準において21年度から3年間「年額200億円を超えないもの」とされていますが、21年度の具体的な実施費用は不明確であり、その妥当性・適切性は精査されていません。その上で、今回変更がないことを理由に「引き続き、適切なもの」との認識を示したことには違和感があります。</p>	<p>実施基準第17条第1項において、「実施に要する費用については、放送法第71条の2第1項に基づく中期経営計画の策定または変更に当たって協会の業務および収支の見通しとあわせて検討するものとし、実施しようとする業務が真に必要な有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から不断に点検して抑制的な管理に努める」と規定されています。</p> <p>総務省としては、協会が同基準に従ってインターネット活用業務の実施費用について、不断に点検して抑制的な管理に努めるとともに、適切な情報提供に努めることが必要と考えます。</p>

<p>NHKのインターネット活用業務は任意業務であり、費用の上限内で、可能な限り抑制的な事業運用に努めるべきです。200億円を超えなければ適切という意味ではありません。総務省においては、NHKの費用管理が適切に行われているか厳しく検証することを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【(株)テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ 「2号受信料財源業務」についても、「社会実証関係」についても、現行の基準による「年額200億円を超えない費用」の範囲内であることを、市場の競争を阻害しない理由の一つとして挙げているが、この「200億円」という額は、東京オリンピック・パラリンピックの配信費用も含んでいるものであるため、今回の基準変更にあたっては、改めて、総額についての精査が必要であり、基準の認可については、新たな総額を判断の基準とするべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(株)テレビユー山形】</p> <p>○ 今回の考え方では、これまでの実施基準で示されている「総額200億円」の範囲内での実施であることから、「適切なもの」としているが、「総額200億円」は、東京オリンピック・パラリンピックの配信も含めて設定された金額であることから、改めて精査し、総額を設定するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(株)テレビユー山形】</p>	
<p>○ インターネット活用業務の実施にかかる費用は、現行の実施基準で上限が年額200億円と規定されていますが、これは上限に達するまでNHKが野放図に費用を使えることを意味せず、NHKは費用の抑制管理に不断に努めるべきです。総務省においても、NHKの費用管理が適切に行われているか精査することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送テレビ(株)、札幌テレビ放送(株)、日本海テレビジョン放送(株)、日本テレビ放送網(株)】</p>	
<p>⑤ 地方向け放送番組配信の拡充への懸念</p>	
<p>○ 今回の変更の範囲外ですが、NHKの地方向け放送番組の配信拡充は、民放ローカル局の当社にとって重大な関心事です。その規模は、技術面及び費用面で合理的に可能な範囲内の拡充であるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【札幌テレビ放送(株)】</p>	<p>放送法第20条第14項及び実施基準第10条の規定に基づき、2号受信料財源業務の実施に当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を提供するよう努めることとされており、地方向けの放送番組の配信を充実するこ</p>

<p>○ 「変更案により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる」とありますが、地方向け放送番組に関しては、現在、「NHKプラス」内の「ご当地プラス」で見逃し配信されており、NHKからは、2022年度に18時台のニュースなど地方向けの配信を行う拡充案が示されています。しかし、同時配信に関しては、「放送の補完」として、放送と同様、全時間帯において「放送対象地域単位」で実施される必要があります。現在の南関東エリアの放送が全国で配信され続ける状況は本来の姿ではないと考えます。地域間の情報格差をなくし、地域文化の創造に役立つという趣旨からも、各地方において、NHKと民放の二元体制が維持され、放送と同じ形で地域ごとでの配信がなされることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)CBCテレビ、中部日本放送(株)】</p>	<p>とは妥当なものと考えます。ただし、放送法第20条第14項及び実施基準第10条の規定に基づき、協会は他の放送事業者と協力するよう努力する義務があり、また、令和2年総情放第3号の認可条件において、「実施基準第10条に定める他の放送事業者との連携・協調については、他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けること。」を求めていることから、他の放送事業者との連携・協調を深めていくことが望まれます。</p> <p>協会においては、こうした他の民間放送事業者との協力の努力義務に関する事項について、実施計画において明らかにすることが求められると考えます。</p>
<p>⑥ 民間放送事業者等との連携・協力体制の考慮</p>	
<p>○ 本案では「変更案により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる」としてありますが、民間地方放送事業者との連携・協調が進まない中、地方向け番組の配信が拡充される現状に危惧を感じます。民間地方放送事業者とのバランスや連携、協力体制について、総務省においても考慮していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)静岡第一テレビ】</p>	<p>放送法第20条第14項及び実施基準第10条の規定に基づき、協会は他の放送事業者と協力するよう努力する義務があり、また、令和2年総情放第3号の認可条件において、「実施基準第10条に定める他の放送事業者との連携・協調については、他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けること。」を求めていることから、他の放送事業者との連携・協調を深めていくことが望まれます。</p> <p>協会においては、こうした他の民間放送事業者との協力の努力義務に関する事項について、実施計画において明らかにすることが求められると考えます。</p>
<p>4) NHKインターネット活用業務全般に関する意見</p>	
<p>a) インターネット活用業務の在り方については、三位一体改革の中で整理・検討すべき</p>	
<p>○ 当社は、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同しております。NHKのインターネット活用業務のあり方は、“三位一体改革”の中で整理、検討されるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ(株)】</p>	<p>「日本放送協会令和2年度業務報告書に付する総務大臣の意見」（令和3年12月21日総務省公表）に示したとおり、「放送を巡る社会環境は大きく変化しており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が公共放送の担い手としての役割を十分に果たすことができないと考える。とりわけ、インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民利用者の視聴スタイルが急速に変化しており、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて議論を深めていく必要がある。こうした環境変化の中であって、協会の在り方については、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、既存業</p>

○ 当連盟はこれまで、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同の意を表明してきました。NHKのインターネット活用業務のあり方は、“三位一体改革”の中で整理、検討されるべきであると考えます。

【(一社)日本民間放送連盟】

○ 当委員会はこれまで、「放送の補完」と位置付けられているNHKのインターネット活用業務は抑制的に運用されなければならない、その前提として業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」を不断に進めることを求めてきた。今回の実施基準変更についても、素案の段階で、社会実証と受信料制度との整合性、さらに際限のない業務拡大につながる恐れがあると懸念を示したが、NHKからこの懸念を払拭する説明は行われていない。

このため、総務省は、社会実証の内容を真に検証するとともに、改めてNHKに三位一体改革の推進を強く促すべきだと考える。今般公表された考え方で、認可が適当とした各項目の中には、判断の具体的な根拠が示されていない部分もある。今後、これを認可する場合は、新たに設置した有識者会議「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」などで社会実証について検証するだけでなく、三位一体改革、さらには市場での公正競争の確保や多様な言論を通じた民主主義の維持・発展の視点からもしっかりとした検討を求めたい。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会】

○ インターネット活用業務は、受信料を財源としているため、「放送を巡る諸課題に関する検討会」で示された「業務・受信料・ガバナンス」の三位一体改革の全体像を示した上で、実施されるべきと考えます。

【(株)テレビ朝日ホールディングス】

務の見直しに聖域なく徹底的に取り組む等、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進めることが求められる。改革の一端は「NHK経営計画(2021-2023年度)」(以下「中期経営計画」という。)に反映されていると承知しており、まずは、同計画に沿って、スリムで強靱な体制を構築することを期待する。」としています。

また、協会においても、「NHK経営計画(2021-2023年度)」議決を受けて(令和3年1月13日)において、「これまで取り組んできたNHKの業務・受信料・ガバナンスのいわゆる『三位一体の改革』を強力に推進するため、NHKがただちに取り組まなくてはならないことを全て盛り込み、NHKを本気で変えるという強い覚悟を示した」としています。

総務省としては、引き続き、協会に対し「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進めることを求めてまいります。

<p>○ 日本放送協会の業務、受信料、経営の在り方のいわゆる「三位一体改革」を推進していただくことを期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【(株)WOWOW】</p>	
<p>b) インターネット活用業務は放送の補完であるべき</p>	
<p>○ 国民の放送受信料で支えられているNHKは、放送法に規定されており、放送事業が主たる目的であり、任意業務であるインターネット活用業務は、民業圧迫の懸念もある中で、「放送の補完」として抑制的であるべきです。先般、放送メディアの整理・削減策を示す一方で、今回の認可申請は、公共放送たるNHKが、その重心を、放送から、「放送の補完」であるインターネットに移行していく姿勢と読み取れます。安易に「放送と通信の融合」というのではなく、NHKが、果たすべき役割である「放送事業」を今後どうしていくのかという点をまず明確化すべきと考えます。</p> <p>○ インターネット活用業務が、「市場の競争を阻害しないこと」とされたことは、地上波等従来のテレビ放送だけでなく、インターネットでの映像配信が本格化した現在において、民間放送及び配信への影響を考慮し措置する上で適切な前提です。市場競争に与える影響が、審査・評価委員会等で審議され、継続的に適切性が確保されていることを認可の条件とすることが、より妥当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(株)CBCテレビ、中部日本放送(株)】</p> <p>○ NHKのインターネット活用業務は「放送の補完」と位置づけられており、新たなサービスの提供についても、公共放送としての業務の必要性・受信料を財源として実施することの妥当性という観点から抑制的に運用されるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(株)TBSテレビ】</p> <p>○ 総務省の考え方では、NHKのインターネット活用業務の実施に要する費用が年額200億円を超えないことや、放送番組の画面におけるメッセージの</p>	<p>協会は、放送法第20条第2項第2号及び第3号に基づき、放送した番組又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の放送番組に対する理解の増進に資する情報を、自ら又は他の事業者を通じて、インターネットを通じて一般に提供するインターネット活用業務を行うことができるとされています。</p> <p>御意見は今後の放送行政に対する参考として承ります。</p>

表示方法を改めること、さらに会長の諮問機関「インターネット活用業務審査・評価委員会」において市場競争への影響等について見解を求めることを理由に、「引き続き市場競争を阻害するおそれは低い」との認識を示しました。

しかし、NHKが当該業務に要する費用の上限額200億円は、民放事業者の規模に比べれば莫大です。加えて、NHKは今回、テレビ受信機においてもPCやスマートフォンと同じように見逃し番組配信サービスを開始する理由として、NHKプラスの利用者からの要望をふまえたものとしています。この開始理由に照らせば、本サービスによって民放事業者等の広告型動画配信（AVOD）、さらには定額動画配信（SVOD）の両サービスへの影響も少なからずあると考えざるを得ません。

総務省においては、審査・評価委員会の見解だけでなく、自らNHKの当該業務が及ぼす市場競争への影響等について精緻に分析・検証すると共に、「放送の補完」業務としてふさわしいかどうかを厳格にチェックしていただくことを要望します。

【(株)テレビ東京ホールディングス】

- 総務省の考え方では、今回の変更は「適切な内容であると認められる」としているが、放送の補完である「NHKのインターネット活用業務」については、基準の変更ごとに実施内容について拡大されていると考える。

実施基準の認可にあたって、改めて、「放送の補完」の在り方について、放送におけるNHKのあまねく受信義務との関係や「インターネット活用業務」を受信できる端末の態様、さらに、放送サービスの現状と「インターネット活用業務」で享受できるサービスとの関係などを精査したうえで判断すべきであるとする。

【(株)テレビユー山形】

- 「②市場競争との関係として、上記アからウまでの措置を講ずることによって、広告収入により提供されるコンテンツ配信市場に直接影響するもので

はないこと（中略）も勘案すれば、引き続き本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと認められる」とありますが、配信ビジネスは変化の途上であり、コンテンツ内容やサービス形態、プラットフォーム等、民間事業者は様々な工夫を凝らし、競争を行なっている分野です。

NHKが配信するコンテンツの中には、民間事業者が制作・放送・配信を行っているアニメや海外ドラマなども見受けられますが、受信料を財源とするNHKにおいては、その潤沢な財源を元に配信市場において影響を及ぼすリスクをはらんでいると考えられます。総務省においては慎重に評価するよう要望します。

【(株)フジテレビジョン】

○ 2019年のNHKプラス開始以降、「放送の補完」に過ぎないはずのインターネット活用業務について、NHKが矢継ぎ早に新サービスを展開することに対し大きな違和感を持っている旨、当社は先のNHKが実施した意見募集で申し述べました。

あくまで「放送を支えるため」に徴収されている受信料収入を、今後もインターネット活用業務に注ぎ込み続けるのであれば、総務省は今般のインターネット活用業務を含め、広く国民一般のコンセンサスを得た上で執行されるよう適切な指導が行われることを望みます。

【(株)毎日放送】

c) インターネット活用業務の位置づけの変更・財源の拡大に反対

○ 受信料制度の見解（NHKオンライン公表）によると、明確ではないものの、NHKは受信と通信を同義語または同意義に扱っています。このことを前提にすると、放送と通信の融合の真に意味するところは電波と電気通信の一体化ということでもあり、ネット配信等サービスは補完業務から本来業務へと転換するの意思が感じられます。今回のインターネット活用業務実施基準を変更する一番のねらいは、既に改正済みのインターネットサービス利用規約および、新規運用済みのNHKインターネット「受信料の窓口」利用規約、

実施基準において、インターネット活用業務については、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条の目的を達成するために実施することとされています。

なお、今回申請のあった実施基準の変更を認可することにより、放送法第64条第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。

<p>この両規約に細部を定め、3年以内にはインターネット接続可能かつ視聴可能な端末（実質全世帯）を受信契約の対象にするための方策と判断いたします。必要な議論を経ないルール作りの先行には、結論ありきの計画的な意図が感じられ、この様な既成事実を積み上げる不誠実な行為には強く反対いたします。もし意見募集及びその他、総務省の認可要件を満たすことを目的の回避策として、規制が及ばない独自変更可能な規約に利用価値を見出し求めるなら、反対意見の常態化は続くでしょう。時代に合わせた転換政策をご検討ください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見は今後の放送行政に対する参考として承ります。</p>
<p>d) NHKの他のインターネットサービスとの整合が必要</p>	
<p>○ インターネット活用業務というのなら、現行ではNHK WORLDとして毎時10分間のニュース番組を含む無料配信が為されている。義務教育である英語で放送されているので、豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送として必要十分と考える。整合が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>e) 公共放送として目指すインターネット活用業務の未来像とそれに向けての検証ロードマップを提示するよう要望</p>	
<p>○ 総務省の考え方に関して、特に異論はありません。実施にあたって、日本放送協会には、公共放送として目指すインターネット活用業務の未来像とそれに向けての検証ロードマップを提示していただくよう要望します。その上で、十分な説明と多角的な観点での議論を経て、総務省の考え方に定められた適切な範囲内で行われることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)WOWOW】</p>	<p>「総務省の考え方」に対する賛同の御意見として承ります。 なお、御要望については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>f) ネットワーク中立性が求めるステークホルダー間の公平性確保に向け、動画配信事業者、通信事業者、ISPなどで検討が実施される事を期待</p>	
<p>○ 放送事業者などによる放送の同時配信が検討されておりますが、ブロードバンドのユニバーサルサービス化が検討されており、利用者へ安定したサービス提供が求められる事が予想されるなかで、ピークトラヒックへの対応も必要になると考えます。今後、社会実証などにより得られた知見の共有のみならず、ネットワーク中立性が求めるステークホルダー間の公平性確保に向け、動画配信事業者、通信事業者、ISPなどで検討が実施される事を期待いた</p>	<p>今後の情報通信行政に対する御意見として承ります。 なお、協会においては、トラヒックの効率的かつ安定的な処理のために通信事業者に対して必要な情報提供をすることが期待されます。</p>

<p>します。例えば、既にトラヒックに関する情報共有が行われているCONNECTでの議論を深化させる事も一案と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【JCOM(株)】</p>	
<p>g) インターネット活用業務に反対</p>	
<p>○ そもそもNHKのインターネット活用業務に反対する。年間200億円もつかって検証するのは無駄である。即刻辞めていただきたい。今後地上波からインターネットに移行すると考えられるが、NHKの受信料収入をインターネットに拡大され、国民の負担が増えるだけである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット活用自体フリーである。必要な情報が欲しい場合はそのコンテンツと契約する方式である。インターネットでNHKが利用料を取ろうとするのは異常である。 ・緊急放送がある場合は、NHK関係なく政府が配信を行うべきである。 ・現状のNHKの地上波放送は偏重報道がひどく、国民に正確な情報を与えていない。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>放送法第20条第2項第2号及び第3号並びに第9項の規定に基づき、協会は実施基準を定め総務大臣の認可を受け、2号受信料財源業務及び3号受信料財源業務として地上テレビ同時配信及び見逃し番組配信が実施されているものです。</p>
<p>5) その他NHKの在り方全般に関する意見等</p>	
<p>a) NHKはローカル局との対話等の場を設けるべき</p>	
<p>○ 常時同時配信により全国民が容易に視聴できるようになる利便性の向上の反面、東京中心の情報発信により地方の人々が地方の情報に触れる機会が加速度的に希薄化してくるという負の側面はないのでしょうか。東京中心のコンテンツ配信が本当に地方の活性化に繋がるのか疑問が残ります。ジャーナリズムを担うローカル局にあってこうした点の検証も行うべきであると考えます。</p> <p>ネットでの地上テレビ常時同時配信・見逃し配信の著しい拡大は、視聴者の地上テレビ放送離れを加速し、ローカル局に多方面で大きな影響を及ぼします。ローカル局との対話を深め慎重な運用を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ大分】</p> <p>○ 前田NHK会長は過去の会見で「地方の民放事業者の意見を丁寧に聞く必要がある。共存共栄を図りたい」という趣旨の発言をしていますが、これま</p>	<p>放送法第20条第14項及び実施基準第10条の規定に基づき、2号受信料財源業務の実施に当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を提供するよう努めることとされており、地方向けの放送番組の配信を充実することは妥当なものと考えます。ただし、放送法第20条第14項及び実施基準第10条の規定に基づき、協会は他の放送事業者と協力するよう努力する義務があり、また、令和2年総情放第3号の認可条件において、「実施基準第10条に定める他の放送事業者との連携・協調については、他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けること。」を求めていることから、他の放送事業者との連携・協調を深めていくことが望まれます。</p> <p>協会においては、こうした他の民間放送事業者との協力の努力義務に関する事項について、実施計画において明らかにすることが必要と考えます。</p>

<p>で当社はそうした意見交換の場について提案を受けたことはありません。全国的な二元体制維持のためにも、東京だけでなく地方の民放事業者との意思疎通の場が定期的に確保されるよう総務省においても指導されることを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【(株)毎日放送】</p> <p>○ 現在、NHKと民放の協業について総務省の有識者会議「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」でも包括的な議論が始まっています。論点のひとつ「放送ネットワークの将来像」を取ってみても、東京キー局と地方民放事業者とでは地理的条件や経済的事情が大きく異なり、踏み込んだ議論を行うには地方の実情をくみ取ることが重要と考えます。総務省においては、東京キー局の意見だけでなく是非とも地方の民放事業者の声を丁寧に聞いて検証し、政策に反映されることを切に望みます。</p> <p style="text-align: center;">【(株)毎日放送】</p>	
<p>b) 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、公共放送NHKのあり方について十分に検討することが必要</p>	
<p>○ 総務省が新たに設置した「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」においても、「放送を巡る諸課題に関する検討会」のこれまでの議論を踏まえ、公共放送NHKのあり方について十分に検討することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送テレビ(株)、(株)TBSテレビ、(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>c) NHK放送をスクランブル化すべき</p>	
<p>○ NHK放送をスクランブル化すべき</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、我が国の放送は、広く国民・視聴者が公平に負担する受信料を収入源とする協会と民間放送の二元体制の下で着実な発展を遂げてきたところ、協会においては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、あまねく全国で受信できるように放送することや、豊かで良い番組を放送し、地方向け放送番組も提供すること等、引き続き公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められるものと考えます。</p> <p>視聴の対価として料金を支払うこととするいわゆるスクランブル化につい</p>

	ては、協会が、このような公共放送としての社会的使命を果たしていくことが困難になるものと考えます。
d) インターネット接続できる機器を持っていることでの契約の義務はないことは周知していただきたい	
<p>○ インターネットによるサービスの未登録者でも、限られた時間だけなら見逃し配信を観ることができる仕組みだと理解しましたが、NHK訪問員による契約の際に、「パソコンやスマートフォンを持っているだけで契約しなければならない」という誤った営業が行われることが心配です。NHKとの任意契約によりNHKのインターネットのサービスを利用することができ、インターネット接続できる機器を持っていることでの契約の義務はないことは周知していただきたいなと思いました。何卒、よろしくお願いいたします。</p> <p>【個人】</p>	<p>協会においては、協会及びその委託先法人による訪問営業活動について、国民・視聴者に対して受信料制度の趣旨を丁寧に周知・説明するとともに、引き続き、受信設備設置者の理解を得て契約を締結するよう努める必要があると考えます。</p>
e) その他の意見	
<p>○ 扱いが偏っている、恣意的に感じる、多数意見を反映すべき、少数を尊重しない、答えていない等々これらは見当違いで全て支持できません。しかし、次の公に関しては除きます。提出意見は命令等を定める場合に十分考慮され、反映された（されない）、反映理由をも公示及び公に公表され、尚且つ長期間保存し一般に開示される、とても重要な記録文書であるとの認識でよろしいでしょうか。であれば、公平性と透明性が求められるという観点から、意見は全て原文通り公示いただけるようお願い申し上げます。</p> <p>【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
（上記以外の意見について）	<p>様々な観点から多くの御意見をいただきました。これらの御意見は、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>

<提出された意見の全文>

No.	提出者	提出された意見
1	個人	NHKが提供する情報をインターネットで勝手に流しておきながら受信料を徴収するというのは詐欺です。有料情報として見たい人だけ受信料を払うようにすべき。テレビにおいてもそうすべき。
2	個人	必要のないことをするな とっととスクランブルしろ。いらぬものに金を払わないのは当然だろ、阿保。
3	個人	自分は反対ですこれが通ってしまえば以前から囁かれているネットからも受信料が取られるんじゃないかと思うからです まずネット配信よりもスクランブル化で見たい人だけ受信料をとると言うことからしてほしいです
4	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットはNHKが独自に引いた回線ではありません。その回線をNHKが使って課金しようとする考え、発送自体を認めません。 ・インターネット放送は視聴したい人が課金すべきです。 ・NHKの報道に偏りを感じ、公共放送とは認められません。地上波でも、インターネット経由でも、そのような番組は見たくありません。 ・NHKを視聴したくない、国民の自由を認めなさい。
5	個人	ネットを利用してNHKと契約していない人で、NHKを見たい人は存在しないと考えるべきでしょう。NHKが見たいのならば契約しています。NHKを見るつもりがないネット利用者から無理やりNHK受信料を取るのは強盗に等しいと思うので受信料を取ってはいけません。NHKが勝手にネットに番組を流すことはNHKの自由ですが、勝手に番組を流しておいて「受信料を払え」と言うのは押し売りです。
6	個人	インターネットを活用した同時放送に関しては、個別に契約者を特定し、視聴状況の確認を行うことが制約が可能なことから、NHKとの契約を有するものを特定し、これに対しIDパスワード方式等を利用した、厳密な本人確認のもとに行われる個別有料放送事業と位置付けるべきである。
7-1	個人	<p>左翼思想が強すぎるあまり平然と捏造報道をする体制を変えられない連中が駆除されない限りNHKがする行為に全て反対するのが正当であろう。</p> <p>番組で関係者が客のふり NHK制作会社が謝罪</p> <p>https://www.sankei.com/article/20190807-SLPEQONFRPKFE6DWAZO6YOKPU/</p> <p>ここまでする精神異常者を解雇もせず雇い続けた経営陣が責任を取るといった事もない。とにかく異常だ。</p>

7-2	<p>NHKはこのような精神に異常をきたした人間が執着するコンテンツである。NHKの報道体制が異常な左翼思想にまみれている為、このような異常者を引き付けている。こんな劇場型犯罪者予備軍に栄養を与えるようなものは最早公共ではない。インターネット活用業務も絶対にするべきでない。</p> <p>西日本新聞の特集より抜粋</p> <p>【回答】NHKのBS受信料請求、見ていないのになぜ？</p> <p>https://www.nishinippon.co.jp/anatoku/question/498/</p> <p>常民ID: 339722通報基本的にBS放送は、地上波とは別契約になっています。右下3分の1くらいに文字が出ていると思います。契約すればそれが取れるシステムに今でもなっていると思います。BS契約しなければ強制的に取られることはありません。西日本新聞は、NHKを悪者にして、一生懸命NHK契約を平等に取ろうと努力されている人たちの苦勞を踏みにじるのでしょうか。クソ野郎の味方ばかりか。</p> <p>常民ID: 339722通報>>4ca07aさん</p> <p>国民の義務も果たさず、政治批判ばかりし、選挙にも行かず、不平不満ばかり、自分がなぜ収入が上がらないかの勉強もせず、何でも人のせいにする、収入が低いのは君が真剣になぜ僕は収入が収入が低いんだ、と言う疑問すら持たないで努力すらしめないからだ、我が国は中国のような、権力格差社会ではない、自分の収入が上がるように努力せよ、不平不満ばかり言ってるやつは、一クソ野郎だ、日本は、失敗しても、ハンディーがあっても、再チャレンジできる国だ、こんな素晴らしい国が嫌なら、中国でも韓国でも行きやがれせめて国民の義務義務を果たせ、若者よこの国は素晴らしい、クソマスコミに洗脳されるな、</p>
7-3	<p>さいたま地裁の不当判決によって国内メーカーがワンセグ及びフルセグ搭載機種を一切作らなくなりました。</p> <p>スマホから消えた「ワンセグ」、2021年は搭載機種ゼロに その背景を探る</p> <p>ITmedia 12/2</p> <p>https://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/2112/02/news092.html</p> <p>また、NHKの受信料訴訟も“ワンセグ離れ”の要因と言えそうです。ワンセグ携帯が受信料契約の対象となるかどうかは数年に渡っていくつかの訴訟が起こされてきましたが、最高裁は2019年に「契約の対象となる」という高裁判決を支持しています。</p> <p>以下より抜粋</p> <p>https://news.yahoo.co.jp/profile/commentator/ishiitoru/comments</p> <p>また精神異常レベルの不当判決を続けた為、今後はより民放を巻き込んで放送産業そのものを潰した方がより国民にメリットがあるという論調になり民放もまとめて国民からの攻撃対象になりやすくなります。</p> <p>NHK映らなく加工でも契約義務 最高裁、上告退ける</p> <p>共同通信 12/3記事</p> <p>https://news.yahoo.co.jp/articles/310e4d17657bc4ccabf94f7a1578dbc8cc227432</p>

		既に2021/12/3の時点でNHK 受信料の検索サジェストに最高裁第1小法廷（堺徹裁判長） 最高裁判官国民審査がはいつているので不当判決をだした裁判官を罷免適応第一号にしたい意思の人間が多くいる。
8	個人	NHK放送のスクランブル化はもちろんのこと、ネットを活用するなら利用料を支払った人のみ視聴できるようにしていただきたいです。PC・スマホを持っているだけで支払対象とするのは言語道断です。
9-1	株式会社WOWOW	総務省の考え方に関して、特に異論はありません。実施にあたって、日本放送協会には、公共放送として目指すインターネット活用業務の未来像とそれに向けての検証ロードマップを提示していただくよう要望します。その上で、十分な説明と多角的な観点での議論を経て、総務省の考え方に定められた適切な範囲内で行われることが必要であると考えます。
9-2		あわせて、日本放送協会の業務、受信料、経営の在り方のいわゆる「三位一体改革」を推進していただくことを期待いたします。
10	個人	インターネット活用業務を実施するのは結構ですが、視聴したくない国民も居ますのでスクランブル放送を主として視聴したい国民は解除申請をして視聴出来る様なシステムにしてからにしてください。
11	個人	NHKがインターネットを活用した放送や社会実証を行うことや規定の変更内容にも賛成です。インターネットによるサービスの未登録者でも、限られた時間だけなら見逃し配信を観ることができる仕組みだと理解しましたが、NHK訪問員による契約の際に、「パソコンやスマートフォンを持っているだけで契約しなければならない」という誤った営業が行われることが心配です。NHKとの任意契約によりNHKのインターネットのサービスを利用することができ、インターネット接続できる機器を持っていることでの契約の義務はないことは周知していただきたいなと思いました。何卒、よろしくお願いいたします。
12	個人	社会実証を行うことについて、対象者の選定方法を公表してほしい。「検証内容に適した属性」とは具体的にどういった属性を想定しているのか。スケジュールの記載がないが、いつ社会実証を行い、結果をいつ公表するのかを広報してほしい。
13	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・受信料収納業務の為に年間700億円も使っているNHK。この費用で訪問するNHK訪問員の横柄な態度や犯罪まがいに契約を迫る態度はネット上で報告されている通り。インターネット活用業務に関しても受信料を支払っての視聴を前提とするのなら、支払いの確認ができない視聴端末では視聴できないようにするべきで、そうすれば700億円もの無駄な出費と訪問員による迷惑行為の抑制につながる。その際にはニュースや災害情報の公共性の高い番組に対する受信料と娯楽番組に対する受信料を分離することも検討すべき。今回はインターネット活用業務についての社会実証に関する認可ではあるが、そもそも論としてテレビジョン放送においても他の有料放送と同じくスクランブル化するべきである。 ・またインターネット活用業務というのなら、現行ではNHK WORLDとして毎時10分間のニュース番組を含む無料配信が為されている。義務教育である英語で放送されているので、豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送として必要十分と考える。整合が必要である。
14	個人	そもそも論として「公共放送制度は不要廃止すべきではないか？」「テレビを設置したものから強制契約する制度の廃止」すべきである。その上で、TVerやRadikoを活用すればいいだけの話ではないか？または、有料放送事業者がすでに実施している、契約者に対して「WOWOW オン

		<p>デマンド https://wod.wowow.co.jp」 「SPOOXのサイト https://spoox.skyperfectv.co.jp スカパー！番組配信のサイト https://streaming.skyperfectv.co.jp」 「J:COMオンデマンド https://linkvod.myjcom.jp」と全く同じやり方をすれば多くの国民が納得し解決します。また、キー局系では、「FOD https://fod.fujitv.co.jp」のように、追加契約する方式となっています。テレビ東京やTBSなどが合併で運営している、Paraviの運営方法を見習うことも必要ですし、テレビ朝日や日本テレビでも同様に関連会社にネット配信会社を設けています。お金を払った人だけが視聴出来る方式が一番合理的です。そもそも論として、NHKに公共性があるとは思いません。また、NHKスクランブル化（NHKの限定受信契約課金方式）を実施し視聴を希望する者のみ、テレビジョン及びインターネット配信を視聴できる制度にすべきです。</p>
15	個人	<p>そもそもNHKのインターネット活用業務に反対する。年間200億円もつかって検証するのは無駄である。即刻辞めていただきたい。今後地上波からインターネットに移行すると考えられるが、NHKの受信料収入をインターネットに拡大され、国民の負担が増えるだけである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット活用自体フリーである。必要な情報が欲しい場合はそのコンテンツと契約する方式である。インターネットでNHKが利用料を取ろうとするのは異常である。 ・緊急放送がある場合は、NHK関係なく政府が配信を行うべきである。 ・現状のNHKの地上波放送は偏重報道がひどく、国民に正確な情報を与えていない。
16	個人	<p>総務省のHPから「日本放送協会のインターネット活用業務実施の変更案の認可申請の取り扱いに関する総務省の基本的考え方についての意見募集」を閲覧させて頂きました。私自身の意見は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信料のあり方について <p>私個人はインターネット活用によるスクランブル放送は賛成です。しかし、そこに問題となっているのが「受信料の在り方」だと考えられる。</p> <p>受信料徴収を公平性を保つためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観てない人には受信料を徴収しない ・観ているのにも関わらず受信料を支払っていない人にはきちんと徴収する。若しくは、観てない人には受信料の公平性の維持のため映らせない。 <p>というのが私の意見である。</p> <p>技術面でも、支払っていない方に映らせないようにするのは会社名を出すのは億劫だが、Netflixなどを知っていれば可能であることが分かる。</p> <p>以上が私の意見である。私の意見が皆さんの力になれば幸いです。どうかよろしくお願い致します。</p>

17-1	日本テレビ放送網株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社はこれまで、NHKインターネット活用業務の在り方は、NHKの業務・受信料・経営の在り方の、いわゆる「三位一体改革」の中で整理、検討され、判断されるべきと繰り返し主張してきました。 ● 今回の社会実証は、当時の武田総務大臣がNHKに対し、「公共放送におけるネット配信の意義やニーズを検証し、公共放送が果たすべき役割について議論したい」ということから、「テレビを保有していない人を対象にした放送番組のインターネット配信を実施するよう」要請したものです。 ● しかし、現行のNHKプラスは、放送の補完として放送法が定める任意業務として実施されており、テレビを持たない層にまで配信を広げることは受信料制度の在り方にも直結する課題です。これを機にNHKインターネット活用業務がなし崩し的に必須業務化されることがないように、総務省においても、国民的な議論を踏まえた上で適切に監督することが必要だと考えます。 ● テレビを保有していない人を対象にした放送番組のインターネット配信と、そして受信料制度との整合性といった課題の処理が「三位一体改革」の中でどのように位置づけられるべきものなのか、総務省としても社会実証の結果を受けた総括をし、今後の考え方を示すよう要望します。
17-2		<ul style="list-style-type: none"> ● テレビ受信機での見逃し配信サービスの提供について、本案では、NHKが自ら設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」に見解を求めることなどを理由として「市場の競争を阻害するおそれは低い」と結論付けていますが、NHK任せにするのではなく、総務省が主体的に、市場に与える影響を実質的に精査する必要があると考えます。
17-3		<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット活用業務の実施にかかる費用は、現行の実施基準で上限が年額200億円と規定されていますが、これは上限に達するまでNHKが野放図に費用を使えることを意味せず、NHKは費用の抑制管理に不断に努めるべきです。総務省においても、NHKの費用管理が適切に行われているか精査することが必要であると考えます。
17-4		<ul style="list-style-type: none"> ● 仮登録の仕組みが受信料制度を棄損することがないように、仮登録期間中に適切なメッセージを表示し、速やかな本登録を促す必要があると考えます。本案が「仮登録をした者に対するメッセージの表示方法については、その具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その効果及び妥当性を検証すること」を認可条件としていることは妥当と考えます。 ● 本案は、「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善など見直しを行い、段階的・効率的に実施すること」を認可条件としていますが、実施の検討段階においても、民放事業者を含めて幅広く関係者の意見を聴取し、丁寧に検討を進めることが必要であると考えます。 ● 当社はNHKに対し、インターネット活用業務に関するデータや知見等の開示と民放事業者への共有を求めてきました。本案が、新たな端末機器やソフトウェアの動作検証で得られた技術や知見および「社会実証」で得られた知見等に関して、「民間放送事業者等と共有を行うこと」を認可条件としていることは適切です。

18	個人	<p>まず、インターネット活用業務について実証試験だろうが実務だろうがインターネット網の構築を主体としてやったわけではない(という認識)ので無線放送のように差別扱いをすべきでは無いと考える。あくまでインターネットを利用して業務を行う一事業者としてほかの業者と平等に扱うべき。ゆえに契約が必要な業務についても利用者の自由意思に基づく自由契約としなければならない。</p> <p>昨今増えたらしい、TVを持たない・持つ気がない者はTV放送そのものが不要かNHKの放送を受信できる受信設備の存在が迷惑とされているらしきことも聞くので、それが事実か確認するためにも今回申請されている社会実証についてもあらかじめ選定した対象者ではなく、参加するかどうかも含めて自由意思に任せてはどうだろうか。認可申請書にあるように実証実験を何度か行うなら、そのうち数回は自由意志による参加の実験もすべきではなかろうか。</p> <p>最後に、電波によるTV放送が衰退して来ていることからNHKの役割は終わったのではないかと考える。よって今回の実証実験も不要ではないかともおもうのだが、そのような実験をする前に民主主義の根幹である「有権者が正しい情報をもとに正しい選択をする」を阻害する、間違った情報を流すNHK(民放各社も)とそれを正せない(正したことを有権者に示せない)「監督官庁」である総務省を共に解体して新しい何かを作ったほうが良いのではないかと考えてしまう国民がいることを付け加えておくこととする。</p>
19	個人	<p>NHK設置の目的からすると、インターネットでの、「主としてテレビを日常的に利用していない者(テレビ受信機を設置していない者を含む)、利用が少ない者に対してインターネットを通じて放送番組等を提供し、協会のインターネット活用業務によるサービスがどのように受容され、またその提供主体である協会の目的・意義がどのように評価されるかを多面的・多角的に検証する。」ことは、ずれている。</p> <p>NHKがインターネットでTVを利用していないものに対して、番組提供することは、NHKの役割になりえず、よって、このような社会実証はすべきでないし、する必要もない。</p> <p>ネットでの番組提供をしなければ、NHKが生き残れないのであれば、NHKの役割は終了したことになるだけの話。このような検証を強行するとすれば、NHKを存続させることが目的であると捉えられる。</p>
20-1	個人	<p>● 受信料制度の見解(NHK オンライン公表)によると、明確ではないものの、NHKは受信と通信を同義語または同意味に扱っています。このことを前提にすると、放送と通信の融合の真に意味するところは電波と電気通信の一体化ということでもあり、ネット配信等サービスは補完業務から本来業務へと転換する意思が感じられます。今回のインターネット活用業務実施基準を変更する一番のねらいは、既に改正済みのインターネットサービス利用規約および、新規運用済みのNHKインターネット「受信料の窓口」利用規約、この両規約に細部を定め、3年以内にはインターネット接続可能かつ視聴可能な端末(実質全世帯)を受信契約の対象にするための方策と判断いたします。必要な議論を経ないルール作りの先行には、結論ありきの計画的な意図が感じられ、この様な既成事実を積み上げる不誠実な行為には強く反対いたします。もし意見募集及びその他、総務省の認可要件を満たすことを目的の回避策として、規制が及ばない独自変更可能な規約に利用価値を見出し求めるなら、反対意見の常態化は続くでしょう。時代に合わせた転換政策をご検討ください。</p>

20-2		<ul style="list-style-type: none"> ● 武田前大臣が要請の社会実証（以下、武田案）の目的はネット配信の意義やニーズを検証することで、その上で「議論をすることが重要」と明確に議論のために検証が必要だと会見で繰り返し答えていました。この武田案は民放だけでなく視聴者・国民の意を受けての要請と理解します。しかし、社会的役割を検証するためとされるNHKの変更案とは目的が全く異なり、要請を受けるなら目的を変更すべきではなく、また、社会的役割は検証後に議論する事項であると思います。ネット配信のニーズは、以前より知見共有を要望する民放各局がいることからみて、法15条の目的達成には武田案が大きく資するものであり、これを変更できるのは現代人のみと考えます。貴課の適切な内容とする考え方につきましては、再考・再検討をお願いします。
20-3		<ul style="list-style-type: none"> ● 先のNHK意見募集において社会実証の業務内容等を明示にせず募集を実施したのは、ガイドラインに反する可能性あり不適切だと思います。しかし要請から数日余りで示すことができないのは明らかで、来年度に実施の業務を民放各局（26中20局）が急ぎ・急がせるのはなぜでしょう。募集開始日程を遅らせて、変更案別紙を作成・公表したうえ募集実施すべきでした。
20-4		<ul style="list-style-type: none"> ● 見逃し配信を視聴ができない措置を講じている状態の現状より、常時同時配信と同様の視聴できる状態にした場合、必然的に未契約の視聴者を生むこととなります。テレビを持たず受信設備の設置がなくても番組の視聴が可能なので、本人の意思に関係なく視聴者とみなされます。現在の受信料制度に当てはめると、テレビをスマートフォンかパソコンに置き換えるだけで、テレビ放送と同じ番組の視聴をする（させる）ことが容易になります。衛星放送でNHK放送番組を視聴したときに、契約を促すメッセージの有無に関係なく受信契約が義務になることと同様の状態が想定されます。既存の受信契約者のみを対象とするサービスとは思われず、加えて「受信料を払わず同等のサービスを視聴できてしまう・・・」「公平負担の確保が困難となる」事態を回避するためと説明、自ら視聴できない措置を解除した意図は不明で不適切といえます。従って、見逃し配信は現状のまま当初画面を視聴できない措置を維持するのが適切だと思います。メッセージ入り放送番組はテレビを持たない受信契約無用の者への思惑及び受信料制度の趣旨に照らしても、非常に不適切です。貴課におかれましては再考・再検討をお願い申し上げます。
20-5		<ul style="list-style-type: none"> ● 見逃し配信及びテレビサービス、仮登録による利用喚起はテレビを持たない若しくはテレビを見ない人々へ対する新規需要、新規開拓が主要目的ではないと思われま。一方で「はじめての方に使ってもらいたいサービス」と曖昧な表現を使用し既存契約者なのかテレビ無しの方が対象とも聞こえるため、利用者の利益とは誰の利益か定かではない。しかも別のねらいが営業努力による契約増を阻んで、このサービスで新規契約の見込みは薄い。現利用者に利益（負担金）とはならず、不当ではないが害を及ぼす可能性は否定できません。
20-6		<ul style="list-style-type: none"> ● 扱いが偏っている、恣意的に感じる、多数意見を反映すべき、少数を尊重しない、答えていない等々これらは見当違いで全て支持できません。しかし、次の公示に関しては除きます。提出意見は命令等を定める場合に十分考慮され、反映された（されない）、反映理由をも公示及び公に公表され、尚且つ長期間保存し一般に開示される、とても重要な記録文書であるとの認識でよろしいでしょうか。であれば、公平性と透明性が求められるという観点から、意見は全て原文通り公示いただけるようお願い申し上げます。

21-1	朝日放送テレビ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社は、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同しております。NHKのインターネット活用業務のあり方は、“三位一体改革”の中で整理、検討されるべきであると考えます。 ● 総務省が新たに設置した「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」においても、「放送を巡る諸課題に関する検討会」のこれまでの議論を踏まえ、公共放送であるNHKのあり方について十分に検討することが必要です。
21-2		<ul style="list-style-type: none"> ● 本案では、「社会実証」について、「市場の競争を阻害するおそれは低い」としています。しかしながら、NHKは受信料を財源とする特殊法人であり、インターネット活用業務全般の実施にあたってはもちろんのこと、「社会実証」を実施する際にも、スポーツの生中継など民間事業者がすでに手がけているインターネット配信については、民業圧迫とならないよう十分に配慮すべきです。市場競争に与える影響については、NHKが自ら検証することが重要ですが、総務省においても、民間事業者の意見を十分にくみ取り、検証いただくことを要望します。
21-3		<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット活用業務の実施にかかる費用は、現行の実施基準で上限が年額200億円と規定されていますが、これは上限に達するまでNHKが際限なく費用を使えることを意味せず、NHKは費用の抑制管理に不断に努めるべきです。総務省においても、NHKの費用管理が適切に行われているか精査することが必要であると考えます。
21-4		<ul style="list-style-type: none"> ● 本案は、「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善など見直しを行い、段階的・効率的に実施すること」を認可条件としていますが、実施の検討段階においても、民放事業者を含めて幅広く関係者の意見を聴取し、丁寧に検討を進めることが必要であると考えます。 ● 当社はNHKに対して、インターネット活用業務によって得られた知見やデータを開示し、民間事業者に共有するよう要望してきました。総務省が認可の条件として、新たな端末機器やソフトウェアの動作検証で得られた技術や知見および「社会実証」で得られた知見等に関して、「民間放送事業者等と共有を図ること」を挙げていることは適切だと考えます。
22-1	株式会社テレビユー山形	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省の考え方では、今回の変更は「適切な内容であると認められる」としているが、放送の補完である「NHKのインターネット活用業務」については、基準の変更ごとに実施内容について拡大されていると考える。 実施基準の認可にあたって、改めて、「放送の補完」の在り方について、放送におけるNHKのあまねく受信義務との関係や「インターネット活用業務」を受信できる端末の態様、さらに、放送サービスの現状と「インターネット活用業務」で享受できるサービスとの関係などを精査したうえで判断すべきであると考えます。 また、「社会実証」に関しても、「公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取り組み」として、「適切な内容であると認める」と判断しているが、現時点のNHKの公表内容では、具体性が十分ではないと考える。

22-2		<ul style="list-style-type: none"> ● 「2号受信料財源業務」についても、「社会実証関係」についても、現行の基準による「年額200億円を超えない費用」の範囲内であることを、市場の競争を阻害しない理由の一つとして挙げているが、この「200億円」という額は、東京オリンピック・パラリンピックの配信費用も含んでいるものであるため、今回の基準変更にあたっては、改めて、総額についての精査が必要であり、基準の認可については、新たな総額を判断の基準とするべきであると考えます。 また、「社会実証」については、「市場の競争を阻害するおそれは低い」と判断するには、現時点でのNHKの公表内容では不十分であると考えます。
22-3		<ul style="list-style-type: none"> ● 新設される附則第4条も含め適切との考え方を示しているが、新設附則4条によって、見逃し配信をテレビでも視聴可能となる。この点については、「放送の補完」である「NHKのインターネット活用業務」が視聴できる受信機について、テレビ受信機での視聴が「放送の補完」の範囲内であるかどうか更なる検討を行うべきである。
22-4		<ul style="list-style-type: none"> ● 「社会実証」についても「法に規定されている範囲に収まっている」と判断するには、現時点でのNHKの公表内容では不十分であると考えます。
22-5		<ul style="list-style-type: none"> ● 画面上へのメッセージ表示に関する一連の措置について、「具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その効果及び妥当性を検証することが求められる」としていることは、妥当である。新たな端末機器でのサービスや社会実証で得られた知見について、適切な公表や、民間放送事業者とも共有を求めていることは妥当である。
22-6		<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の考え方では、これまでの実施基準で示されている「総額200億円」の範囲内での実施であることから、「適切なもの」としているが、「総額200億円」は、東京オリンピック・パラリンピックの配信も含めて設定された金額であることから、改めて精査し、総額を設定すべきであると考えます。
22-7		<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の認可申請において、「2号受信料財源業務」に関しても、「社会実証」に関しても複数の事項が適切に履行されることを条件として認可することが適当との結論は妥当である。ただし、総務省が示した複数の事項が履行されているかどうかについては、関係者への意見聴取を行うなど、確認が行われる必要があり、履行が不十分である場合には、認可を取り消し、「実施基準」の改定を求めていくべきである。
23-1	株式会社テレビ朝日ホールディングス	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット活用業務は、受信料を財源としているため、「放送を巡る諸課題に関する検討会」で示された「業務・受信料・ガバナンス」の三位一体改革の全体像を示した上で、実施されるべきと考えます。 ● 総務省が新たに設置した「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」においても、「放送を巡る諸課題に関する検討会」での議論をふまえ、国民・視聴者のニーズに適ったNHKの在り方について検討することが有用と考えます。
23-2		<ul style="list-style-type: none"> ● 国民・視聴者の動画コンテンツ視聴に費やす時間は有限であり、テレビデバイスでの見逃し配信等、配信サービスが拡大される際には、配信市場に影響を及ぼす可能性について認識することが適切と考えます。総務省において市場競争への影響を判断する際に、今後のユーザー動向の変化を検証することを要望します。

23-3		<ul style="list-style-type: none"> ● 「動作検証のために行う試験的なサービスで得られた技術及び知見について、適切に公表するとともに、民間放送事業者等と共有を図ることが求められる」とする考え方に賛同します。
23-4		<ul style="list-style-type: none"> ● 社会実証の詳細については、NHKから実施計画よりも相当期間、前もって示され、視聴スタイルの変化をふまえた社会実証の在り方について、国民・視聴者が判断し、意見できるようにすることが望ましいと考えます。 ● 「社会実証の結果は適切に公表し、民間放送事業者等に共有を行うことが必要」とする考え方に賛同します。実証結果をふまえて、ニーズに即したNHKの改革が進むことを期待します。
23-5		<ul style="list-style-type: none"> ● 年額 200 億円というNHKのインターネット活用業務の費用の上限については、受信料財源であることから、受信料の体系・水準について国民・視聴者から理解されているかを以て、適切性を判断することが望ましいと考えます。現行からの変更の有無ではなく、「直近の国民・視聴者のニーズ、負担に真に見合っているかどうか」という観点で、総務省において審査されることで、より良いサービスへの発展が期待できると考えます。
24-1	株式会社フジテレビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ● 「②市場競争との関係として、上記アからウまでの措置を講ずることによって、広告収入により提供されるコンテンツ配信市場に直接影響するものではないこと（中略）も勘案すれば、引き続き本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと認められる」とありますが、配信ビジネスは変化の途上であり、コンテンツ内容やサービス形態、プラットフォーム等、民間事業者は様々な工夫を凝らし、競争を行っている分野です。 ● NHKが配信するコンテンツの中には、民間事業者が制作・放送・配信を行っているアニメや海外ドラマなども見受けられますが、受信料を財源とするNHKにおいては、その潤沢な財源を元に配信市場において影響を及ぼすリスクをはらんでいると考えられます。総務省においては慎重に評価するよう要望します。
24-2		<ul style="list-style-type: none"> ● 「社会実証の実施財源が受信料であることを踏まえ、社会実証の目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと。また、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施すること」とした点は妥当です。 ● 「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善など見直しを行い、段階的・効率的に実施すること」とありますが、NHKは具体的な実証内容については実施計画において明らかにしており、過年度においては実施計画公表後に意見募集が行われていません。関係者の意見を十分に聴取するとともに、その是非や妥当性を評価することができるよう、総務省においても、NHKに計画案の速やかな開示を促すよう求めます。 ● 「社会実証により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう、適切に公表するとともに、民間放送事業者等と共有を図ること」としたことは適切です。実証で得られた知見やデータは国民・視聴者、関係者に判断材料を提供する観点からも、広く共有され客観的に検証されることが重要であり、全面的に開示するよう求めます。

25-1	株式会社静岡第一テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ● テレビデバイスでの配信サービスは民間事業者にとって、視聴率毀損の影響が懸念されます。テレビデバイスでの見逃し配信サービスの提供が市場に与える影響について、NHK任せではなく、総務省が主体的に検証し、民間放送局の事業運営への影響を精査いただくことを要望します。
25-2		<ul style="list-style-type: none"> ● 本案では「変更案により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる」としてはいますが、民間地方放送事業者との連携・協調が進まない中、地方向け番組の配信が拡充される現状に危惧を感じます。民間地方放送事業者とのバランスや連携、協力体制について、総務省においても考慮していただくことを要望します。
25-3		<ul style="list-style-type: none"> ● 本案では、「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善など見直しを行い、段階的、効率的に実施すること」を認可の条件としてはいますが、内容や期間の検討段階においても、民間放送事業者を含めて広く意見を聞いたうえで検討を進めるべきと考えます。 今回の社会実証においては、テレビ受信機を所有していない人も対象としており、受信料制度との整合性を十分に検証し、これを契機としてインターネット活用業務がなし崩し的に拡大していくことがないよう、総務省においても適切に監督していただくよう要望します。
26-1	株式会社テレビ大分	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行では、「地上テレビ常時同時配信を行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、地上テレビ常時同時配信で提供している放送番組」と地上テレビ常時同時配信に限定されていました。しかし、変更案では地上テレビ見逃し番組配信も含まれ対象が拡大しています。 これは将来的には、テレビ受信機を持たないネット利用者からの受信料徴収の容認に繋がりがねず、さらなる受信料収入の増加、ひいては協会の肥大化を招くおそれがあります。あくまでもNHKプラスは放送の補完という位置づけを崩さないよう総務省としてNHKへの指導と監視を強く求めます。NHKの肥大化による民間放送事業者の影響を最大限考慮し、民放とNHKの二元体制の維持を望みます。 常時同時配信により全国民が容易に視聴できるようになる利便性の向上の反面、東京中心の情報発信により地方の人々が地方の情報に触れる機会が加速度的に希薄化してくるという負の側面はないのでしょうか。東京中心のコンテンツ配信が本当に地方の活性化に繋がるのか疑問が残ります。ジャーナリズムを担うローカル局にあってこうした点の検証も行うべきであると考えます。 ネットでの地上テレビ常時同時配信・見逃し配信の著しい拡大は、視聴者の地上テレビ放送離れを加速し、ローカル局に多方面で大きな影響を及ぼします。ローカル局との対話を深め慎重な運用を求めます。
26-2		<ul style="list-style-type: none"> ● 社会実証の詳細な内容と方法が明確になっておらず、実証の必要性が評価できません。 実施にあたっては、地上テレビ事業者のみならず、インターネットを使用する多くの事業者へも十分な説明をして実行することを要望します。 また、実証実験によって得た知見や技術は、民間事業者にも広く共有することを望みます。

27-1	株式会社TBSテレビ	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKのインターネット活用業務は「放送の補完」と位置づけられており、新たなサービスの提供についても、公共放送としての業務の必要性・受信料を財源として実施することの妥当性という観点から抑制的に運用されるべきであると考えます。 ● 総務省が設置した「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」においても、公共放送としてのNHKの業務の範囲・インターネット活用業務の在り方・受信料制度との整合性について、十分に検討する必要があると考えます。
27-2		<ul style="list-style-type: none"> ● テレビ受信機での見逃し配信サービスの提供について、本案では「市場の競争を阻害するおそれは低い」としていますが、総務省としても民放事業者等のビジネスに与える影響について継続的に検証していく必要があると考えます。 ● 3号業務である「NHKオンデマンド」では、外部の事業者を通じてテレビ受信機で課金による見逃し配信サービスを既に実施しており、NHKプラスによる新たなテレビ受信機での見逃し配信サービスとの関係について明確に整理すべきだと考えます。
27-3		<ul style="list-style-type: none"> ● 仮登録の期間について、NHKは「仮登録の期間は検討中ですが、おおむね3週間から1か月を想定。引き続き検討したうえで、NHKインターネットサービス利用規約で定める予定」としていますが、「受信料制度との整合性に懸念が生じる」ことのないよう、適切な期間を明示すべきであると考えます。 ● 仮登録は、テレビ受信機での見逃し配信サービスにおいても適用されるのかどうか、明確にすべきであると考えます。仮登録をテレビ受信機での見逃し配信サービスにも適用するのであれば、何らかの方法でメッセージを表示すべきであり、総務省からも「考え方」として示していただきたいと考えます。
27-4		<ul style="list-style-type: none"> ● 本案は「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善など見直しを行い、段階的・効率的に実施すること」を認可条件としています。「最大3カ月程度」とされている提供期間が社会実証として必要な範囲なのか、「最大3000人程度」という対象者の選定方法を含めて、実施の検討段階でも民放事業者も含めて幅広く意見を聴取したうえで見直しを行っていくべきであると考えます。 ● 本案が「社会実証により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう、適切に公表する」「民間放送事業者等と共有を図ること」としているのは、適切です。「テレビ受信機を持たない人」に対しても放送番組に関心をもってもらうことは、民放事業者にとっても重要な課題です。実証の結果だけでなく、実証のプロセス・対象となった視聴者に対する質問等の調査方法についても、詳細に明らかにしていただくよう期待します。
28-1	株式会社毎日放送	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年のNHKプラス開始以降、「放送の補完」に過ぎないはずのインターネット活用業務について、NHKが矢継ぎ早に新サービスを展開することに対し大きな違和感を持っている旨、当社は先のNHKが実施した意見募集で申し述べました。 ● あくまで「放送を支えるため」に徴収されている受信料収入を、今後もインターネット活用業務に注ぎ込み続けるのであれば、総務省は今般のインターネット活用業務を含め、広く国民一般のコンセンサスを得た上で執行されるよう適切な指導が行われることを望みます。 ● また前田NHK会長は過去の会見で「地方の民放事業者の意見を丁寧に聞く必要がある。共存共栄を図りたい」という趣旨の発言をしていますが、これまで当社はそうした意見交換の場について提案を受けたことはありません。全国的な二元体制維持のためにも、東京だけで

		<p>なく地方の民放事業者との意思疎通の場が定期的に確保されるよう総務省においても指導されることを期待します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● さらに現在、NHKと民放の協業について総務省の有識者会議「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」でも包括的な議論が始まっています。論点のひとつ「放送ネットワークの将来像」を取ってみても、東京キー局と地方民放事業者とでは地理的条件や経済的事情が大きく異なり、踏み込んだ議論を行うには地方の実情をくみ取ることが重要と考えます。総務省においては、東京キー局の意見だけでなく是非とも地方の民放事業者の声を丁寧に聞いて検証し、政策に反映されることを切に望みます。
28-2		<ul style="list-style-type: none"> ● NHKがテレビ受像機での展開を実施することについて、当社は先のNHKの意見募集において慎重な検討を求めました。 ● 総務省は本業務について「市場の競争を阻害する恐れは低い」としています。しかし広告収入は視聴数と大きな相関があり、とりわけ変更案附則第4条は民放事業者の主戦場であるテレビ受像機向けのサービスが想定されており、総務省のこちらの考え方には疑義の念を感じざるを得ません。 ● 総務省はNHKに対し、本業務により得られた技術及び知見について「適切に公表するとともに民間放送事業者等と共有を図ること」としていますが、とりわけテレビ受像機向けのサービスが市場に与える影響の検証については関連する事業者等の意見もくみ上げつつ、主体的に精査されることを期待します。
28-3		<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省は実証実験の内容について適切な周知を行うことを認可条件としておりますが、事前の内容検討段階から民放事業者を含め幅広く関係者の意見を聴取し丁寧な検討を進めるよう指導されることを期待します。 ● また、今般の実証実験が将来の「ネット受信料」導入を視野に入れた施策との指摘も一部から出ておりますが、広く国民の理解を得るプロセスを経ることなく、今後なし崩し的にそうした議論に発展せぬよう総務省におかれてもご留意いただきたい。 ● なお、社会実証実験、及びテレビ受像機での見逃し配信サービスで得られた知見を民放事業者と共有することを認可条件としたことについては適切と考えます。
29-1	札幌テレビ放送株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の社会実証は、総務大臣が「公共放送におけるネット配信の意義やニーズを検証し、公共放送が果たすべき役割について議論したい」ということから要請したものです。 <p>しかしNHKプラスは、放送の補完として放送法が定める任意業務として実施されており、テレビを持たない層にまで配信を広げるとは受信料制度の在り方に直結する課題であり、なし崩し的に必須業務化されることがないよう、総務省も、国民的な議論を踏まえた上で適切に監督することが必要と考えます。</p> <p>テレビを保有していない人への配信と受信料制度との整合性といった課題の処理が「三位一体改革」の中でどう位置づけられるべきか、総務省も社会実証の結果を受けた総括で、今後の考え方を示すよう要望します。</p>
29-2		<ul style="list-style-type: none"> ● テレビ受信機での見逃し配信の提供について、本案では、NHKが自ら設置している「審査・評価委員会」に見解を求める事などを理由に「市場の競争を阻害する恐れは低い」としていますが、総務省が主体的に、市場への影響を精査する必要があると考えます。

29-3		<ul style="list-style-type: none"> ● 活用業務の費用は、現行の実施基準で上限が年額 200 億円と規定されていますが、上限に達するまで野放図に費用を使えることを意味せず、NHKは費用の抑制管理に不断に努めるべきです。総務省も、費用管理が適切に行われているか精査する事が必要であると考えます。
28-4		<ul style="list-style-type: none"> ● 仮登録の仕組みが受信料制度を棄損する事がないよう、速やかな本登録を促す必要があると考えます。本案が「仮登録者に対するメッセージ表示方法は、その具体的な内容を実施計画等で明らかにし、その効果及び妥当性を検証すること」を認可条件としている事は妥当です。 本案は「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知することと、見直しを行い段階的・効率的に実施する事」を認可条件としていますが、実施の検討段階においても、民放事業者を含め幅広く関係者の意見を聴取し、丁寧に検討を進めることが必要と考えます。 当社はNHKに対し、活用業務に関するデータや知見等の開示と民放事業者への共有を求めてきました。本案が、得られた知見等に関して、「民間放送事業者等と共有を行うこと」を認可条件としている事は適切です。 今回の変更の範囲外ですが、NHKの地方向け放送番組の配信拡充は、民放ローカル局の当社にとって重大な関心事です。その規模は、技術面及び費用面で合理的に可能な範囲内の拡充であるべきと考えます。
30-1	日本海テレビジョン放送株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKに対して当社はこれまで、いわゆる「三位一体改革」を推し進める中で、NHKインターネット活用業務の在り方を整理、検討され、判断されるべきと強く要望してきました。 ● 今回の社会実証は、国民・視聴者の視聴スタイルが急速に変化する中、公共放送が果たす役割について議論する必要があるとの視点から当時の武田総務大臣が「テレビを保有していない人を対象にした放送番組のインターネット配信を実施するよう」NHKに要請したものと理解しています。 ● しかし、現行のNHKプラスは、あくまでも放送の補完として放送法が定める任意業務として実施されており、テレビを持たない層にまで配信を広げることは受信料制度の根幹に係る問題です。民放事業者としてはこれを機にNHKインターネット活用業務がなし崩し的に当然の業務とされるのではと危惧しています。民業の圧迫や健全な二元体制への妨げにならないよう総務省においても、国民的な受信料の在り方の議論を踏まえた上で適切に監督することが必要だと考えます。 ● テレビを保有していない人を対象にした放送番組のインターネット配信と、受信料制度との整合性といった課題の処理が「三位一体改革」の中でどのように位置づけられるべきものなのか、総務省としても社会実証の結果を総括し、今後の考え方を示すよう要望します。
30-2		<ul style="list-style-type: none"> ● テレビ受信機での見逃し配信サービスの提供について、本案では、NHKが自ら設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」に見解を求めることなどを理由として「市場の競争を阻害するおそれは低い」と述べていますが、「審査・評価委員会」はあくまでもNHKの会長の諮問機関であり、総務省や第三者が客観的に、市場に与える影響を実質的に精査する必要があると考えます。

30-3		<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット活用業務の実施にかかる費用は、現行の実施基準で上限が年額 200 億円と規定されていますが、これは 200 億円使っただけという事ではなく、NHKは節度をもって費用を必要最低限度に抑えるべきです。こちらも総務省や第三者が、NHKの費用管理が適切に行われているか精査することが必要であると考えます。
30-4		<ul style="list-style-type: none"> ● 仮登録の仕組みが受信料制度を棄損することがないように、仮登録期間中に適切なメッセージを表示し、速やかな本登録を促す必要があります。本案が「仮登録をした者に対するメッセージの表示方法について、その具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その効果及び妥当性を検証すること」を認可条件としていることは妥当です。 ● 本案は、「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善など見直しを行い、段階的・効率的に実施すること」を認可条件としていますが、実施の検討段階においても、民放事業者や関係者の意見を聴取し、慎重で丁寧な検討を進めることが必要と考えます。 ● かねてから当社はNHKに対し、インターネット活用業務に関するデータや知見等の開示と民放事業者への提供を要望してきました。本案が、新たな端末機器やソフトウェアの動作検証で得られた技術や知見および「社会実証」で得られた知見等に関して、「民間放送事業者等と共有を行うこと」を認可条件としていることは適切です。この認可条件が実際に実行され、NHKと民間放送事業者との共有・協力が進むことを強く要望します。
31-1	一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 当委員会はこれまで、「放送の補完」と位置付けられているNHKのインターネット活用業務は抑制的に運用されなければならない、その前提として業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」を不断に進めることを求めてきた。今回の実施基準変更についても、素案の段階で、社会実証と受信料制度との整合性、さらに隙のない業務拡大につながる恐れがあると懸念を示したが、NHKからこの懸念を払拭する説明は行われていない。 このため、総務省は、社会実証の内容を真に検証するとともに、改めてNHKに三位一体改革の推進を強く促すべきだ考える。今般公表された考え方で、認可が適当とした各項目の中には、判断の具体的な根拠が示されていない部分もある。今後、これを認可する場合は、新たに設置した有識者会議「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」などで社会実証について検証するだけでなく、三位一体改革、さらには市場での公正競争の確保や多様な言論を通じた民主主義の維持・発展の視点からもしっかりとした検討を求めたい。
31-2		<ul style="list-style-type: none"> ● 当委員会は素案に対して、意見募集は形式的なものであってはならず、意見に真摯に対応する必要があると指摘した。NHKは一定の説明と素案の一部修正を行ったが、当委員会や多くの民間事業者が指摘した三位一体改革の推進やネット業務の抑制的な運用に対する考えは、従来の説明にとどまった。受信料制度との関係についても十分な説明を行っているとは言えない。 総務省は、NHKが会長の諮問機関「インターネット活用業務審査・評価委員会」に見解を求めることを一つの根拠に、市場の競争を阻害する恐れは低いとしている。しかし、当委員会が2020年、審査・評価委員会に「理解増進情報」の再定義を求めた際、真摯に検討した様子がうかがえなかったことなど、実効性や中立性には疑念を抱かざるを得ない。今回の社会実証の内容には、その「理解増進情報」も依然含まれている。

		<p>当委員会は、総務省に対し、第三者性を高めた組織による事後検証フローの構築など、NHKが意見を真摯に受け止め、それをもとに適正な運用を検討する体制の整備を促すことを強く求める。</p>
31-3		<ul style="list-style-type: none"> ● NHKは素案の段階では社会実証の方法や対象、期間など実施内容の詳細を示さず、当該年度のインターネット実施計画で明らかにするとしていた。今回、NHKが変更案の中で、その方法や対象、期間などを定めたものの、依然として不明確な点は多く、NHKのなし崩し的な業務拡大への懸念は大きい。 <p>今回の申請案は、提供期間について1週間から最大3か月程度、対象者を最大3000人程度と規定したが、総務省がこれらを「限定的なものにとどまる」と評価した合理的な根拠は示されていない。期間・対象に関する規定の「1回の提供にあたり」は、「1回」が何を指すのかも不明であり、解釈によっては際限なく実証ができてしまうことにもなる。</p> <p>対象者について「検証内容に適した属性の者を選定する」とした点も不明瞭だ。恣意的に対象が選ばれば、社会実証の意義も成り立たない。さらに社会実証をいつまで実施しようとしているかも分からず、総じて、際限のない業務拡大につながる恐れがあるとの懸念は払拭されていない。総務省はこれらについて、NHKに早急かつ詳細に考えを示すよう求めるべきである。</p> <p>加えて、実証の目的も「インターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため」と、あいまいなままとなっている。「社会的役割」を拡大解釈し、社会実証に名を借りてインターネット活用業務が際限なく可能になってしまうことを危惧する。公正競争確保の観点を踏まえ、その目的はより限定的に規定すべきである。当委員会は、これらの点が明確化されないまま認可を行うことは妥当ではないと考える。</p> <p>総務省は放送番組の内容や量によっては受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性があるとし、現行の受信料制度を踏まえて行うことが必要だとした。テレビを持たない人を対象にした社会実証は受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性があり、この指摘は当然である。この点は素案に対する意見募集でも指摘されたにもかかわらず、NHKは具体的な考えを示さなかった。総務省は、上記に関する考えをNHKが示すことを認可の前提とするべきである。</p>
31-4		<ul style="list-style-type: none"> ● NHKプラスは受信料を負担している受信契約者向けのサービスであり、その提供には十分な本人確認を行うことが前提となる。このため当委員会は、「仮登録」制度は未契約者に、正式登録した契約者と同様のサービスを提供することになり、不公平感を増幅することにつながると指摘したが、NHKは素案から変更なく認可を申請した。 <p>これに対し総務省は、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとは言いえないとしたものの、「措置を講じた効果および妥当性を検証することが求められている」と指摘している。NHKは、ID登録案内ページ訪問者のおよそ7割が登録する前に手続きをやめてしまう実態があると説明しているが、仮に契約する意思のない訪問者が多数だとすれば、仮登録に必要なシステム改修費用がかさむ上、未契約のまま視聴する「フリーライド」は増えるのに契約は増えない、という懸念もぬぐえない。</p> <p>NHKプラスのID登録案内ページの改善を優先すべきであり、フリーライドを許容する実施基準の変更は本末転倒だと考える。総務省が申請を認可するのであれば事後の効果検証に加えて、事前に費用・効果の試算を示すことも求めるべきである。</p>

32-1	JCOM株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方の結論に示されている点に賛同し、ケーブルテレビ事業者など、社会実証に関わる事業者にも広く貴重な知見が共有される事を要望致します。 また、放送事業者の番組視聴については、ケーブルテレビ事業者経由での視聴も過半数の世帯となっており、当社においてもこれまでのNHKの見逃し配信等へは大きな視聴者ニーズを感じています。今回のNHKプラスの配信においても、ケーブルテレビ事業者経由の視聴も念頭に置いていただくよう要望致します。
32-2		<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを利用した映像配信は、配信元の事業者などがそれぞれの映像圧縮技術を活用して実施されています。今回の社会実証などを通じて、画質などに関しての知見が共有されることにより、今後のインターネットを介した放送コンテンツなどの配信の参考になると考えます。 他方、放送とインターネットによる番組配信が同一のテレビ画面に異なる画質で提供されることとなりますが、ケーブルテレビ事業者などが実施しているIP再放送においても、伝送帯域の有効活用の観点から要件を緩和する政策検討を進めていただく事を要望致します。 また、放送事業者などによる放送の同時配信が検討されておりますが、ブロードバンドのユニバーサルサービス化が検討されており、利用者へ安定したサービス提供が求められる事が予想されるなかで、ピークトラヒックへの対応も必要になると考えます。今後、社会実証などにより得られた知見の共有のみならず、ネットワーク中立性が求めるステークホルダー間の公平性確保に向け、動画配信事業者、通信事業者、ISPなどで検討が実施される事を期待いたします。例えば、既にトラヒックに関する情報共有が行われているCONNECTでの議論を深化させる事も一案と考えます。
33-1	一般社団法人民間放送連盟	<ul style="list-style-type: none"> ● 当連盟はこれまで、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同の意を表明してきました。NHKのインターネット活用業務のあり方は、“三位一体改革”の中で整理、検討されるべきであると考えます。 ● 総務省が新たに設置した「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」においても、「放送を巡る諸課題に関する検討会」のこれまでの議論を踏まえ、公共放送NHKのあり方について十分に検討することが必要であると考えます。
33-2		<ul style="list-style-type: none"> ● テレビ受信機での見逃し配信サービスの提供について、本案では、NHKが自ら設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」に見解を求めることなどを理由として「市場の競争を阻害するおそれは低い」と結論付けていますが、NHK任せにするのではなく、総務省が主体的に市場に与える影響を実質的に精査する必要があると考えます。
33-3		<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット活用業務の実施にかかる費用は、現行の実施基準で上限が年額200億円と規定されていますが、これは上限に達するまでNHKが野放図に費用を使えることを意味せず、NHKは費用の抑制管理に不断に努めるべきです。総務省においても、NHKの費用管理が適切に行われているか精査することが必要であると考えます。

33-4		<ul style="list-style-type: none"> ● 仮登録の仕組みが受信料制度を棄損することがないよう、仮登録期間中に適切なメッセージを表示し、速やかな本登録を促す必要があると考えます。本案が「仮登録をした者に対するメッセージの表示方法 については、その具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その効果及び妥当性を検証すること」を認可条件としていることは妥当と考えます。 ● 本案は、「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善など見直しを行い、段階的・効率的に実施すること」を認可条件としていますが、実施の検討段階においても、民放事業者を含めて幅広く関係者の意見を聴取し、丁寧に検討を進めることが必要であると考えます。 ● 当連盟はNHKに対し、インターネット活用業務に関するデータや知見等の開示と民放事業者への共有を求めてきました。 本案が、新たな端末機器やソフトウェアの動作検証で得られた技術や知見および「社会実証」で得られた知見等に関して、「民間放送事業者等と共有を図ること」を認可条件としていることは適切です。
34-1	株式会社テレビ東京ホールディングス	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社はかねて、NHKのインターネット活用業務の在り方については、業務・受信料・経営の三位一体改革の中で検討されることが不可欠との考えを表明してきました。今回のNHKの実施基準の変更案は、テレビ受信機での見逃し番組配信サービスの開始、テレビ受信機を持たない方向けの社会実証等を目的としており、NHKの当該業務が今後「放送の補完」の範囲を逸脱して、なし崩し的に拡大することも懸念されます。 ● 総務省においては引き続き、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」等の場で、公共放送としてのインターネット活用業務の在り方と共に、既存業務の整理・見直し、受信料制度、経営体制の合理化等について不可分な形で検討していただくよう要望します。
34-2		<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省の考え方では、NHKのインターネット活用業務の実施に要する費用が年額 200 億円を超えないことや、放送番組の画面におけるメッセージの表示方法を改めること、さらに会長の諮問機関「インターネット活用業務審査・評価委員会」において市場競争への影響等について見解を求めることを理由に、「引き続き市場競争を阻害するおそれは低い」との認識を示しました。 ● しかし、NHKが当該業務に要する費用の上限額 200 億円は、民放事業者の規模に比べれば莫大です。加えて、NHKは今回、テレビ受信機においてもPCやスマートフォンと同じように見逃し番組配信サービスを開始する理由として、NHKプラスの利用者からの要望をふまえたものとしています。この開始理由に照らせば、本サービスによって民放事業者等の広告型動画配信（AVOD）、さらには定額動画配信（SVOD）の両サービスへの影響も少なからずあると考えざるを得ません。 ● 総務省においては、審査・評価委員会の見解だけでなく、自らNHKの当該業務が及ぼす市場競争への影響等について精緻に分析・検証すると共に、「放送の補完」業務としてふさわしいかどうかを厳格にチェックしていただくことを要望します。

34-3		<ul style="list-style-type: none"> ● NHKのインターネット活用業務の費用について、総務省の考え方では「現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる」との認識を示しました。 ● 当該業務の費用は、現行の実施基準において21年度から3年間「年額200億円を超えないもの」とされていますが、21年度の具体的な実施費用は不明確であり、その妥当性・適切性は精査されていません。その上で、今回変更がないことを理由に「引き続き、適切なもの」との認識を示したことには違和感があります。 ● NHKのインターネット活用業務は任意業務であり、費用の上限内で、可能な限り抑制的な事業運用に努めるべきです。200億円を超えなければ適切という意味ではありません。総務省においては、NHKの費用管理が適切に行われているか厳しく検証することを要望します。
34-4		<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省の考え方では、「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知する」ことを認可条件としています。NHKは変更案において、提供の期間は1回の提供にあたり1週間から最大3か月程度、提供の対象者は1回の提供にあたり最大3000人程度と明らかにしましたが、実施費用等の概要は当該年度の実施計画に記載し、提供日時や対象者の選定方法・人数等は提供の都度に公表するとし、詳細は先送りになっています。 ● しかし、社会実証をより効果的に実施するためには、提供直前に内容等を周知すればいいというものではありません。国民・視聴者、民放事業者等に丁寧に説明し、十分意見を汲み上げた上で実施することが肝要と考えます。
34-5		<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省が「社会実証により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう、適切に公表するとともに、民間放送事業者等と共有を図ること」を認可条件としたことは重要です。テレビ放送を視聴しない人に番組へ関心を持ってもらうことは、民放事業者にとって大きな課題です。当社はNHKに対して、社会実証で得られた配信サービスの視聴データや知見等については、民放事業者にも広く開示し情報共有していただくようお願いしており、総務省が今回、認可条件とすることについて評価します。
35-1	中部日本放送株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民の放送受信料で支えられているNHKは、放送法に規定されているとおり、放送事業が主たる目的であり、任意業務であるインターネット活用業務は、民業圧迫の懸念もある中で、「放送の補完」として抑制的であるべきです。先般、放送メディアの整理・削減策を示す一方で、今回の認可申請は、公共放送たるNHKが、その重心を、放送から、「放送の補完」であるインターネットに移行していく姿勢と読み取れます。安易に「放送と通信の融合」というのではなく、NHKが、果たすべき役割である「放送事業」を今後どうしていくのかという点をまず明確化すべきと考えます。 <p>当該業務が、「市場の競争を阻害しないこと」とされたことは、地上波等従来のテレビ放送だけでなく、インターネットでの映像配信が本格化した現在において、民間放送及び配信への影響を考慮し措置する上で適切な前提です。市場競争に与える影響が、審査・評価委員会等で審議され、継続的に適切性が確保されていることを認可の条件とすることが、より妥当と考えます。</p>

35-2		<p>NHKは、公共放送として先導的な役割が期待され、当該業務は果たしうる社会的役割を検証することを目的とし、社会実証等については、結果の公表、民間放送事業者などとの共有が求められています。</p> <p>しかし、すでに実行段階にある「NHKプラス」については、国民の放送と通信に関する利用意向や需要を明らかにする同時配信、見逃し配信などの利用人数、分数、時間帯などの詳細なデータが十分に公表されたり、民間放送事業者と共有されたりしていません。社会実証を行う前に、まずは、現在における「NHKプラス」の詳細な利用状況を開示し、動作検証や社会実証で分析すべき項目も事前に共有すべきと考えます。</p> <p>また、社会実証については、詳細な内容が示されておらず、人数や期間等が示されただけでは、市場競争への影響や、実証の意義や価値などについて、コメントをするだけの十分な材料がありません。具体的な内容を示した上で、改めて、認可が妥当かどうかを判断すべきと考えます。</p>
35-3		<ul style="list-style-type: none"> ● 受信料の公平負担の観点から、制度棄損がないよう表示するメッセージについて、「必要かつ十分な大きさ」から「必要かつ十分な大きさおよび態様」に改められたことは適切で、表示方法について「効果や妥当性を検証すること」を求めたことも適切ですが、その表示方法が示されておらず、コメントできる材料がありません。 <p>また、特にテレビデバイスで見逃し配信が視聴できるようになることにより、PCやスマホ以上に、他の放送や配信の視聴に影響が大きいと見られ、仮登録後、速やかな本登録への移行を促すべきと考えます。</p>
35-4		<ul style="list-style-type: none"> ● 社会実証が、1回の提供あたり1週間から3か月、3000人に限定することが明らかにされ、「市場の競争を阻害するおそれは低い」とされましたが、民放事業者への影響は、慎重に見極める必要があると考えます。また、実証の具体的な内容が示される前における市場競争への影響評価は時期尚早と考えます。 <p>また、「社会実証の提供は複数回にわたって実施することがある」旨が書かれており、視聴が限定されていても、複数回行うことで、実証自体が社会的な関心を集め、本サービス開始時において、NHKの配信に対する需要を喚起する「事実上の告知行為」となることも予想されます。</p> <p>そのため、複数回行う場合は、実証の具体的な目的について、その都度あるいは目的が変わる毎に公表し、可能な限り透明化を図るべきと考えます。</p>
35-5		<ul style="list-style-type: none"> ● テレビ受信機を設置していない者を対象とすることは、テレビ視聴体験が少ないあるいは習慣がない人々に対し、放送番組を提供する貴重な実証の場となります。実証前の提供内容の周知及び実証後の結果の民間放送事業者等との共有においては、視聴行動をより詳細に把握するため、対象や視聴した人々の属性などをはじめ、ローデータを含む、細やかなデータの提供を求めます。

35-6		<ul style="list-style-type: none"> ● 「変更案により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる」とありますが、地方向け放送番組に関しては、現在、「NHKプラス」内の「ご当地プラス」で見逃し配信されており、NHKからは、2022年度に18時台のニュースなど地方向けの配信を行う拡充案が示されています。しかし、同時配信に関しては、「放送の補完」として、放送と同様、全時間帯において「放送対象地域単位」で実施される必要があり、現在の南関東エリアの放送が全国で配信され続ける状況は本来の姿ではないと考えます。地域間の情報格差をなくし、地域文化の創造に役立つという趣旨からも、各地方において、NHKと民放の二元体制が維持され、放送と同じ形で地域ごとでの配信がなされることを要望します。 <p>また、地方向けの社会実証を行われるのかどうかを明らかにすべきと考えます。どのような地方の情報が、どのような視聴方法で必要とされるのかを把握する貴重な機会です。実施にあたっては、地方を対象としない当該業務同様、適切に行われるものとなるよう求めます。</p>
36-1	株式会社C BCテレビ	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民の放送受信料で支えられているNHKは、放送法に規定されているとおり、放送事業が主たる目的であり、任意業務であるインターネット活用業務は、民業圧迫の懸念もある中で、「放送の補完」として抑制的であるべきです。先般、放送メディアの整理・削減策を示す一方で、今回の認可申請は、公共放送たるNHKが、その重心を、放送から、「放送の補完」であるインターネットに移行していく姿勢と読み取れます。安易に「放送と通信の融合」というのではなく、NHKが、果たすべき役割である「放送事業」を今後どうしていくのかという点をまず明確化すべきと考えます。 <p>当該業務が、「市場の競争を阻害しないこと」とされたことは、地上波等従来のテレビ放送だけでなく、インターネットでの映像配信が本格化した現在において、民間放送及び配信への影響を考慮し措置する上で適切な前提です。市場競争に与える影響が、審査・評価委員会等で審議され、継続的に適切性が確保されていることを認可の条件とすることが、より妥当と考えます。</p>
36-2		<ul style="list-style-type: none"> ● NHKは、公共放送として先導的な役割が期待され、当該業務は果たしうる社会的役割を検証することを目的とし、社会実証等については、結果の公表、民間放送事業者などとの共有が求められています。 <p>しかし、すでに実行段階にある「NHKプラス」については、国民の放送と通信に関する利用意向や需要を明らかにする同時配信、見逃し配信などの利用人数、分数、時間帯などの詳細なデータが十分に公表されたり、民間放送事業者と共有されたりしていません。社会実証を行う前に、まずは、現在における「NHKプラス」の詳細な利用状況を開示し、動作検証や社会実証で分析すべき項目も事前に共有すべきと考えます。</p> <p>また、社会実証については、詳細な内容が示されておらず、人数や期間等が示されただけでは、市場競争への影響や、実証の意義や価値などについて、コメントをするだけの十分な材料がありません。具体的な内容を示した上で、改めて、認可が妥当かどうかを判断すべきと考えます。</p>
36-3		<ul style="list-style-type: none"> ● 受信料の公平負担の観点から、制度棄損がないよう表示するメッセージについて、「必要かつ十分な大きさ」から「必要かつ十分な大きさおよび態様」に改められたことは適切で、表示方法について「効果や妥当性を検証すること」を求めたことも適切ですが、その表示

	<p>方法が示されておらず、コメントできる材料がありません。</p> <p>また、特にテレビデバイスで見逃し配信が視聴できるようになることにより、PCやスマホ以上に、他の放送や配信の視聴に影響が大きいと見られ、仮登録後、速やかな本登録への移行を促すべきと考えます。</p>
36-4	<p>● 社会実証が、1回の提供あたり1週間から3か月、3000人に限定することが明らかにされ、「市場の競争を阻害するおそれは低い」とされましたが、民放事業者への影響は、慎重に見極める必要があると考えます。また、実証の具体的な内容が示される前における市場競争への影響評価は時期尚早と考えます。</p> <p>また、「社会実証の提供は複数回にわたって実施することがある」旨が書かれており、視聴が限定されていても、複数回行うことで、実証自体が社会的な関心を集め、本サービス開始時において、NHKの配信に対する需要を喚起する「事実上の告知行為」となることも予想されます。</p> <p>そのため、複数回行う場合は、実証の具体的な目的について、その都度あるいは目的が変わる毎に公表し、可能な限り透明化を図るべきと考えます。</p>
36-5	<p>● テレビ受信機を設置していない者を対象とすることは、テレビ視聴体験が少ないあるいは習慣がない人々に対し、放送番組を提供する貴重な実証の場となります。実証前の提供内容の周知及び実証後の結果の民間放送事業者等との共有においては、視聴行動をより詳細に把握するため、対象や視聴した人々の属性などをはじめ、ローデータを含む、細やかなデータの提供を求めます。</p>
36-6	<p>● 「変更案により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる」とありますが、地方向け放送番組に関しては、現在、「NHKプラス」内の「ご当地プラス」で見逃し配信されており、NHKからは、2022年度に18時台のニュースなど地方向けの配信を行う拡充案が示されています。しかし、同時配信に関しては、「放送の補完」として、放送と同様、全時間帯において「放送対象地域単位」で実施される必要があり、現在の南関東エリアの放送が全国で配信され続ける状況は本来の姿ではないと考えます。地域間の情報格差をなくし、地域文化の創造に役立つという趣旨からも、各地方において、NHKと民放の二元体制が維持され、放送と同じ形で地域ごとでの配信がなされることを要望します。</p> <p>また、地方向けの社会実証が行われるのかどうかを明らかにすべきと考えます。どのような地方の情報が、どのような視聴方法で必要とされるのかを把握する貴重な機会です。実施にあたっては、地方を対象としない当該業務同様、適切に行われるものとなるよう求めます。</p>

その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。